

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成21年 4月 9日提出
【計算期間】	第12特定期間（自 平成20年 7月11日 至 平成21年 1月13日）
【ファンド名】	P C A米国高利回り社債オープン
【発行者名】	ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 龍 万成
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目2番2号 丸の内三井ビル
【事務連絡者氏名】	菅原 裕二
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目2番2号 丸の内三井ビル
【電話番号】	03-5224-3406
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、P C A米国高利回り社債オープン マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）を通じて主として米国の高利回り社債に実質的に投資することにより、高い金利収入の確保とともに、証券の値上り益を追求し信託財産の成長を図ることを目指した運用を行います。

基本的性格

当ファンドは、社団法人投資信託協会が定める商品分類において、追加型投信 / 海外 / 債券に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国 内	株 式
追加型投信	海 外	債 券
	内 外	不動産投信
		その他資産
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

○当ファンドが該当する商品分類の定義

「追加型投信」... 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

「海外」... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

「債券」... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル		
一般	年2回	日本		
大型株		北米		
中小型株	年4回	欧州	ファミリー ファンド	あり
債券	年6回 （隔月）	アジア		
一般	年12回 （毎月）	オセアニア		
公債		中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
社債	日々	アフリカ		
その他債券	その他	中近東（中東）		
クレジット属性		エマージング		
不動産投信				
その他資産				
（投資信託証券 （債券 社債））				
資産複合				

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

○当ファンドが該当する属性区分の定義

- 「その他資産（投資信託証券（債券 社債））」... 目論見書または投資信託約款において、投資信託証券を通じて、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
- 「年12回(毎月)」... 目論見書または投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいいます。
- 「北米」... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- 「ファミリーファンド」... 目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。
- 「為替ヘッジなし」... 目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

* 上記以外の商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp>）をご覧ください。

信託金の限度額

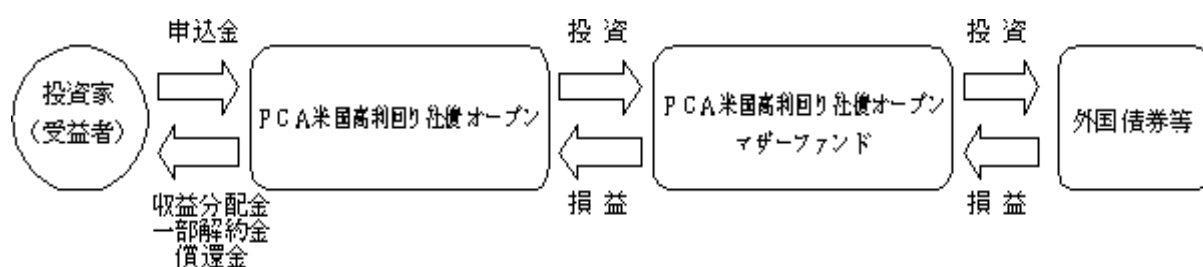
信託金の限度額は5,000億円とします。ただし、受託会社との合意のうえ、この限度額を変更することができます。

ファンドの特色

1. 米国の高利回り社債を実質的な主要投資対象とし、高い収益性の確保を目指します。
 - ・主として米国の高利回り社債に実質的な投資を行い、高水準の金利収入（インカム・ゲイン）の確保とともに有価証券の値上り益（キャピタル・ゲイン）の獲得を目指し、収益性を重視した運用を行います。
 - ・原則として投資時において、S & Pまたはムーディーズいずれかにより、B - 相当以上の格付け（S & Pにおいて「B - 」以上、あるいはムーディーズにおいて「B 3」以上）を得ている米国の社債に投資を行います。
2. 高利回り社債の運用においては、リスク管理を行い、投資リスクを抑えることを目指します。
 - ・業種および個別銘柄の分散投資により、リスクの低減を図ります。
 - ・高利回り社債の中でも、投資時においてB B + からB - の銘柄を中心に投資を行います。原則としてB - 未満の銘柄へは投資を行いません。
 - ・組入後、S & PまたはムーディーズいずれかによりB - 相当未満に格下げとなった債券を継続保有することは可能とします。ただし、保有する債券がS & PおよびムーディーズのいずれからB - 相当未満に格下げとなった場合には、原則として3ヵ月以内に当該債券を売却します。
3. ピーピーエム アメリカ インクにマザーファンドの運用の指図に関する権限を委託します。
 - ・実質的に運用を担当するピーピーエム アメリカ インク（PPMアメリカ）は、当社グループの債券投資の専門家として、安定運用を基本とした運用を行います。
 - ・銘柄選択にあたっては、外部の格付機関や外部アナリストの評価のみに依存せず、同社のクレジット・アナリスト・チームが徹底した企業調査による業種分析、信用リスク分析およびファンダメンタルズ分析を行い、これに基づいてポートフォリオ・マネジャーが投資対象となる業種および銘柄を厳選します。
4. 毎月の決算時に分配を行うことを基本とします。
 - ・毎月10日（休業日の場合は翌営業日とします。）に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。
5. 為替ヘッジは原則として行いません。
 - ・実質的に組入れた外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。そのため、為替相場の変動の影響を受けることになります。

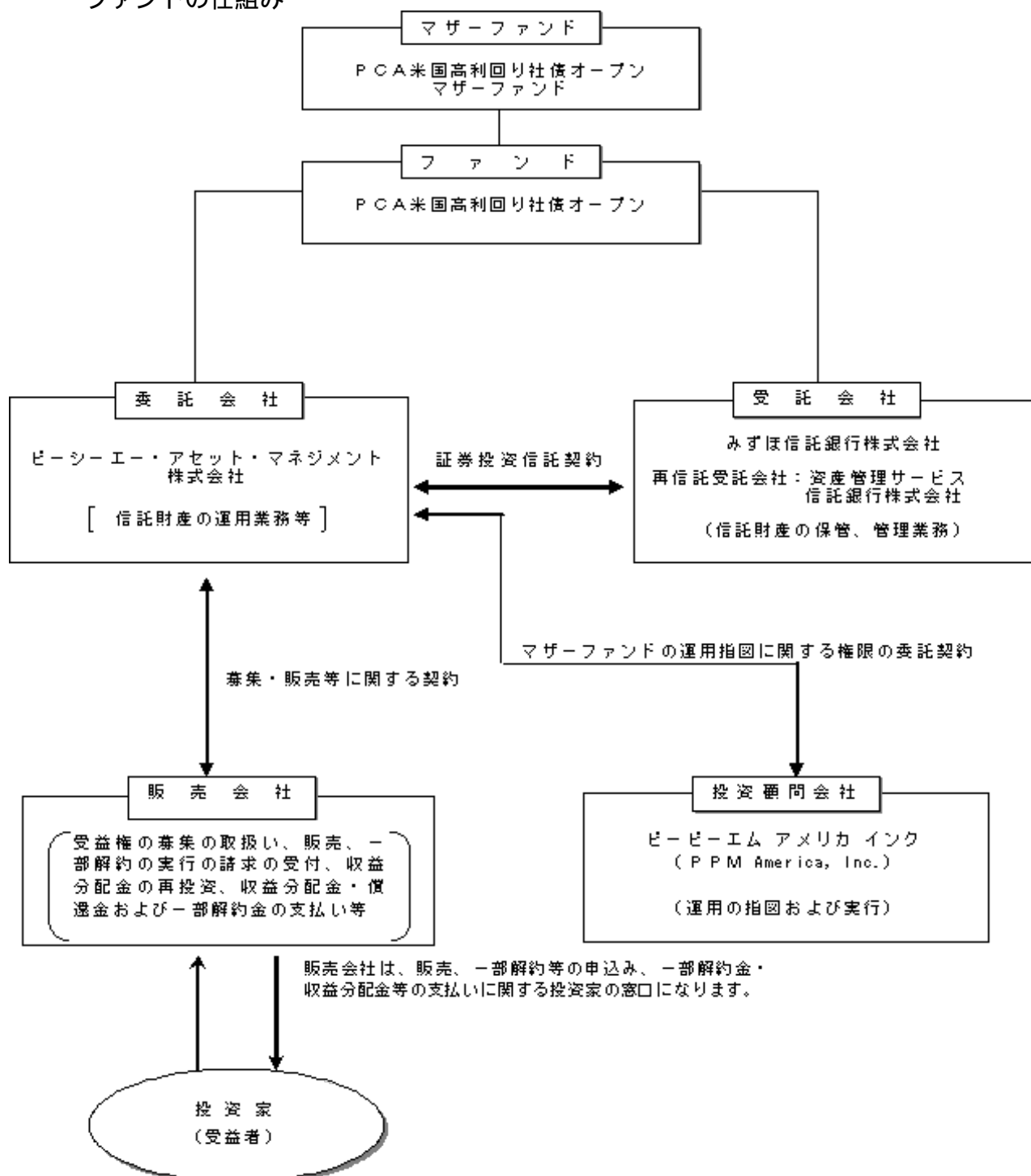
6. 当ファンドは、「ファミリーファンド方式」により運用を行います。

「ファミリーファンド方式」とは、投資家はその資金をベビーファンド（PCA米国高利回り社債オープン）に投資し、ベビーファンドがその資金をマザーファンド（PCA米国高利回り社債オープンマザーファンド）に投資して、その実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



(2)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



委託会社等およびファンドの関係法人

- a. 委託会社：ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社
当ファンドの委託者として信託財産の運用業務等を行います。
- b. 受託会社：みずほ信託銀行株式会社
(再信託受託会社：資産管理サービス信託銀行株式会社)
当ファンドの受託者として信託財産の保管・管理等を行います。なお、信託事務の一部につき、再信託受託会社に委託することがあります。
- c. 販売会社：
当ファンドの受益権の募集の取扱いおよび販売、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資、一部解約金・収益分配金および償還金の支払いに関する事務等を行います。

- d. 投資顧問会社：ピーピーエム アメリカ インク（PPM America, Inc.）
委託会社よりマザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けて投資判断・発注等を行います。

委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

- a. 受託会社と締結している契約
「証券投資信託契約」が締結されており、投資信託財産の運用方針、信託報酬の総額、受益権の募集方法に関する事項等が定められています。
- b. 販売会社と締結している契約
「投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」等が締結されており、受益権の募集および一部解約の取扱いに関する事項、収益分配金・一部解約金および償還金の支払いの取扱いに関する事項等が定められています。
- c. 投資顧問会社と締結している契約
「投資一任契約」が締結されており、マザーファンドの運用指図に関する権限の委託にあたっての投資顧問会社へ委託する運用の範囲、義務、報酬等が定められています。

委託会社の概況

- a. 名称
ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社
- b. 代表者の役職氏名
代表取締役 龍 万成
- c. 本店の所在の場所
東京都千代田区丸の内二丁目2番2号
丸の内三井ビル
- d. 資本金の額
平成21年1月末日現在 649.5百万円
- e. 委託会社の沿革
平成11年12月 ピーピーエム投信投資顧問株式会社設立
平成12年 1月 投資顧問業の登録
平成12年 5月 投資一任契約にかかる業務の認可を取得
平成12年 5月 証券投資信託委託業の認可を取得
平成14年 1月 ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社へ商号変更
平成19年 9月 金融商品取引法施行による金融商品取引業（投資助言・代理業、投資運用業、第二種金融商品取引業）のみなし登録
- f. 大株主の状況（平成21年1月末日現在）

株主名	住所	所有株式数	所有比率
ブルーデンシャル・コーポレーション・ホールディングス・リミテッド	英国 ロンドン市 ローレンス・パウトニー・ヒル EC4R 0 HH	23,060株	100%

- （注）ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社は、英国で設立されたブルーデンシャル社（「英国ブルーデンシャル社」）の間接子会社です。英国ブルーデンシャルグループは、英国ブルーデンシャル社とその子会社および関連会社から構成され、世界各国で保険やその他の金融サービス事業を展開する世界有数の金融サービスグループです。160年以上の歴史を持ち、2008年12月31日現在その運用資産は2,490億ポンド（約33.0兆円、1ポンド＝132.48円）にのぼります。英国ブルーデンシャルグループは、主に米国で事業を展開しているプルデンシャルファイナンシャル社とはなんら関係がありません。

当社グループのシンボル、ブルーデンス（思慮分別を司る女神）は、伝統的な価値観と未来への希望を象徴しています。

グループのシンボルマークの意味

〈鏡〉自己の真実を直視する能力

〈矢〉熟練した射手の自信

〈蛇〉思慮深さ、心づかい、安全



2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

当ファンドは、主として米国の公社債に実質的に投資することにより、高い金利収入の確保とともに、証券の値上り益を追求し信託財産の成長を図ることを目指した運用を行います。

投資態度

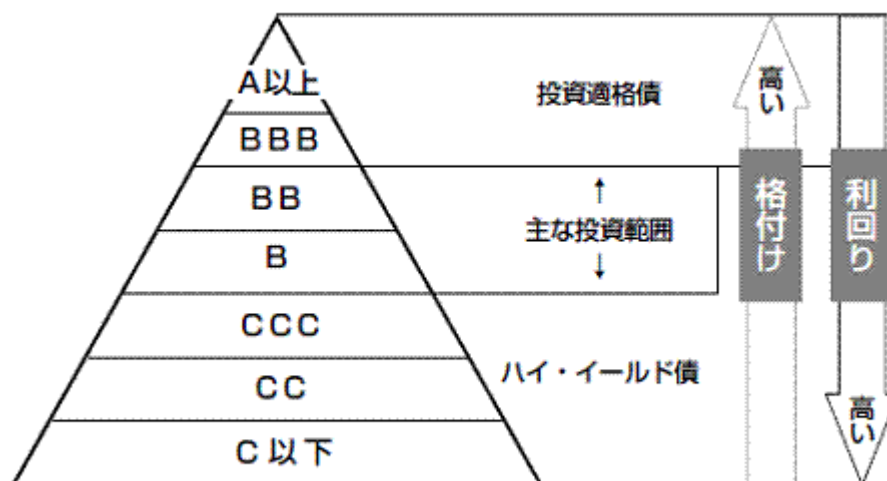
a. PCA米国高利回り社債オープン マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として米国の高利回り社債*に投資します。当ファンドは原則として投資時において、S & Pまたはムーディーズ（以下総称して「指定格付機関」といいます。）のうち1社以上の格付機関からB - 相当以上の格付け（S & Pにおいて「B - 」以上、あるいはムーディーズにおいて「B 3」以上）を得ている債券に投資を行い、高い金利収入の確保とともに証券の値上り益の獲得を目指した運用を行います。

なお、組入時指定格付機関2社からB - 相当以上の格付けを取得していたものの、組入後いずれか1社の格付けがB - 相当未満に格下げとなった債券を継続保有することは可能とします。ただし、保有する債券が指定格付機関のいずれからでもB - 相当未満に格下げとなった場合には、原則として3ヵ月以内に当該債券を売却します。

*＜高利回り債（ハイ・イールド債）とは＞

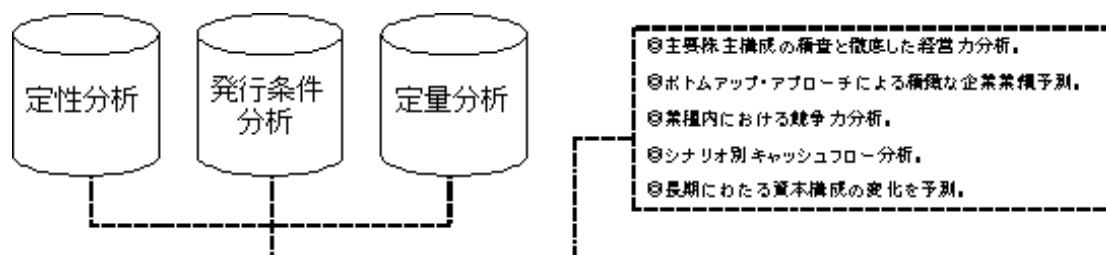
S & Pやムーディーズといった格付機関は、元本および利息が契約の定め通り支払われる確実性の程度により、債券に対して信用格付の付与を行っています。その中で「B B +」相当以下の格付けを付与されている債券は、一般に「ハイ・イールド債」と呼ばれます。ハイ・イールド債は、投資適格債と比較して信用リスクが高い反面、期待収益率が高い特徴があります。

格付機関による格付け



※格付けの表記には例としてS & Pのものを使用。+/-の符号は省略。

b. ピーピーエム アメリカ インクにマザーファンドの運用の指図に関する権限を委託します。ポートフォリオの構築にあたっては、専門のクレジット・アナリスト・チームが以下のような手法で個別銘柄の調査・分析を行い、ポートフォリオ・マネジャーが企業評価等に加えて業種分散に配慮した銘柄選定を行います。



- c. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- d. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）ならびに金利先渡取引を行うことができます。
- e. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- f. 当初設定時および償還準備に入ったとき、大量の追加設定または解約による資金動向、市場動向、ならびに信託財産の規模等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

この信託において、投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ 有価証券
 - ロ デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第27条、第28条および第29条に定めるものに限り、ます。）
 - ハ 金銭債権（上記イおよび下記二に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）
 - ニ 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ 為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社（委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。）は、信託金を主としてピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された「P C A 米国高利回り社債オープンマザーファンド」の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1. 株券または新株引受権証書
- 2. 国債証券
- 3. 地方債証券
- 4. 特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10. コマーシャル・ペーパー
- 11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1. から11. までの証

- 券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
 17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 22. 外国の者に対する権利で上記21.の有価証券の性質を有するもの
- なお、上記1.の証券または証書、12.および17.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券および12.および17.の証券のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13.の証券および14.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。

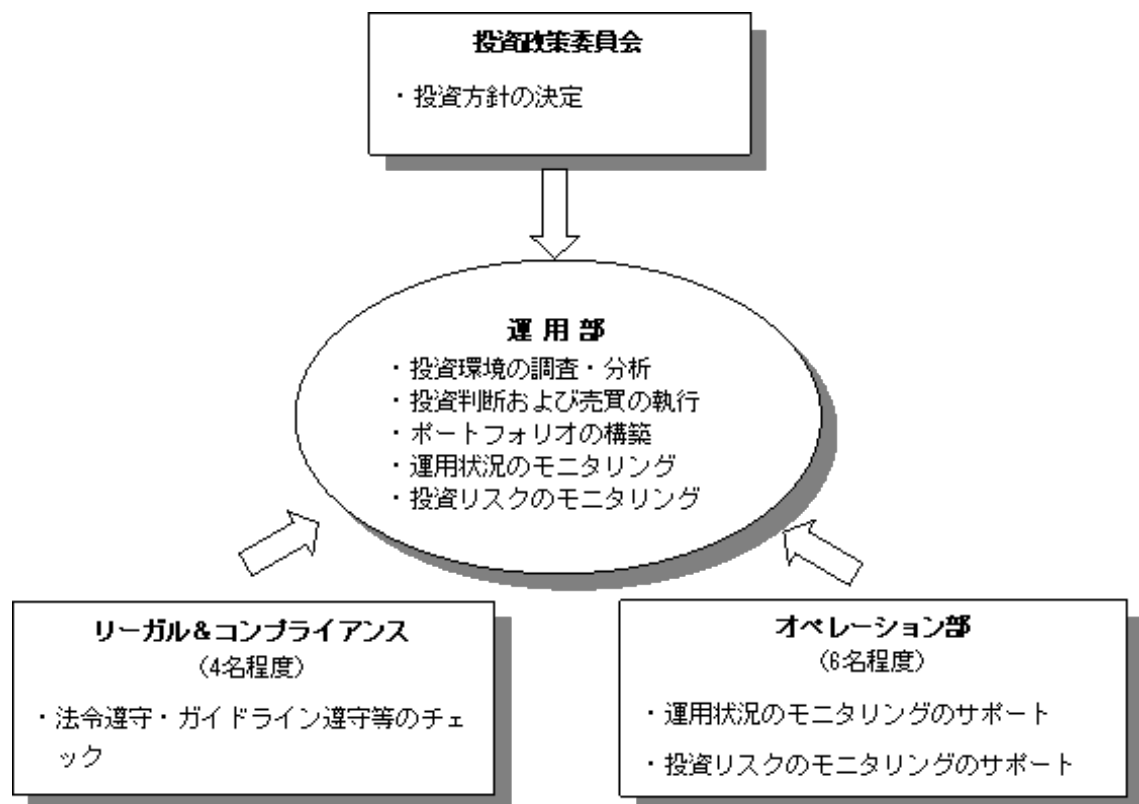
1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

ただし、上記 にかかわらず、このファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記 1. から4. までに掲げる金融商品により運用することができるものとします。

(3) 【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下の通りです。

< 委託会社の運用体制および内部管理体制 >



1. 投資政策委員会において投資方針の決定を行います。
2. 運用部は投資環境の調査・分析を行います。これらの調査・分析結果を踏まえ、投資政策委員会により決定された投資方針に基づいて、運用部が投資判断を行います。投資判断を行うにあたっては、ガイドラインに抵触しないことの確認が求められます。また、投資リスクのモニタリング等も行います。
3. 運用部から独立したリーガル&コンプライアンスは、法令遵守・ガイドライン遵守等のチェックを行います。オペレーション部は、運用状況の管理および投資リスクのモニタリングのサポートを行い、必要なデータ等を提供します。これらの結果を運用部にフィードバックすることにより、精度の高い運用体制を維持できるように努めています。

< 運用体制に関する社内規則 >

委託会社は、「投資運用業に係る業務運営規程」および「外部運用再委託先管理規程」に則って運用を行います。

< 委託会社によるファンドの関係法人に対する管理体制 >

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っております。また、内部統制に関する外部監査人による報告書等を定期的に受取り、業務執行体制のモニタリングを行っています。

投資顧問会社に対しては「外部運用再委託先管理規程」に則り、ガイドラインの遵守状況等のチェックが行われていることの確認を行っています。

委託会社は、「投資一任契約」に基づき、米国の投資顧問会社であるピーピーエムアメリカ インクに当ファンドのマザーファンドの運用指図に関する権限の一部を

委託します。

< 投資顧問会社の運用体制 >

20名程度で構成されるクレジット・アナリスト・チームが、投資対象企業の財務分析の他、当該企業の経営者の資質・経営戦略・競争力・主要株主の構成など、幅広い観点から企業の分析を行い、投資銘柄の選別を行います。これに基づき、クレジット・コミティーにおいて銘柄選別を検討・承認します。

ポートフォリオ・マネジャーが最終的な投資判断を行い、ポートフォリオの構築を行います。

トレーディング・チームにおいて、債券売買の発注を行います。

リスク・マネジメント&クオンツ・リサーチ・チームが、日次でポートフォリオ・マネジメント・レポートを作成し、リスクのモニタリングを行います。

なお、ファンドの運用体制は平成21年1月末日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

収益分配方針

毎月決算を行い、毎計算期末（毎月10日。休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

1．分配対象額の範囲

分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する利子等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を含みます。）と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

2．分配対象額についての分配方針

収益分配金額は、原則として繰越分を含めた受取利子・配当等収益を中心に、委託会社が基準価額水準・市況動向などを勘案して決定し、毎月分配を行います。ただし、信託約款に定める範囲内で、売買益を源泉として分配を行うことがあります。また、分配対象金額が少額の場合は、収益分配を行わないこともあります。

3．留保金の運用方針

留保金（収益分配にあてず信託財産に留保した収益）の運用については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

収益の分配方式

1．信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

a．配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額とマザーファンドの信託財産に属する利子等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし利子等収益」といいます。）との合計額から、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等相当額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の収益分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

b．売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし利子等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

2．上記1．a．におけるみなし利子等収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる利子等収益の額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

3．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

収益分配金の交付

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は、税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 【投資制限】

当ファンドの信託約款に定める投資制限は以下の通りです。

1. 外貨建資産への投資制限
外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
2. 株式等への投資制限
株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
3. 投資する株式等の範囲
 - a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
 - b. 上記a.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。
4. 同一銘柄の株式等への投資制限
 - a. 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
 - b. 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
 - c. 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
 - d. 上記a. からc. までにおいて信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
5. 投資信託証券への投資制限
投資信託証券（マザーファンド受益証券は除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
6. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

7. 先物取引等の運用指図

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。イ. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象有価証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。ロ. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（信託財産の組入ヘッジ対象有価証券およびマザーファンドの組入ヘッジ対象有価証券のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入ヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金とマザーファンドが限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金の割合を乗じて得た額をいいます。）を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに上記(2) 投資対象 1. から 4. までに掲げる金融商品で運用している額とマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金ならびに上記(2) 投資対象 1. から 4. までに掲げる金融商品で運用している額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金ならびに上記(2) 投資対象 1. から 4. までに掲げる金融商品で運用している額の割合を乗じて得た額をいいます。）の合計額の範囲内とします。ハ. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- b. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引および選択権取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引および選択権取引を行うことの指図をすることができます。イ. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、ヘッジ対象とする米ドル以外の通貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする米ドル以外の通貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする米ドル以外の通貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。ロ. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。ハ. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

- c. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
- イ. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記(2)投資対象 1. から4. までに掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象金利商品の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）の合計額の範囲内とします。
- ロ. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金ならびに上記(2)投資対象 1. から4. までに掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額、以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券（外貨通貨表示の組入有価証券をいいます。）にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
- ハ. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
8. スワップ取引の運用指図
- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- d. 上記c. においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- e. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- f. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
9. 金利先渡取引の運用指図
- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- c. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
 - d. 上記c.においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
 - e. 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
 - f. 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
 - g. 金利先渡取引は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
10. 有価証券の貸付の指図および範囲
- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次のイ. およびロ. の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
 - イ. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - ロ. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 - b. 上記イ. およびロ. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたり担保の受入れが必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
11. 有価証券の空売りの指図範囲
- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または下記「12. 有価証券の借入れ」の規定により借入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができますものとしてします。
 - b. 上記a. の売付の指図は、当該売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b. の売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
12. 有価証券の借入れ
- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
 - b. 上記a. の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b. の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
 - d. 上記a. の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

13. 外国為替予約取引の指図

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約の取引を指図することができます。
- b. 上記a. の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額を円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. 上記b. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- d. 上記a. およびb. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

14. 一部解約の請求および有価証券の売却等の指図

委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

15. 再投資の指図

委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求による一部解約の代金、信託財産に属する有価証券の売却等による売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

16. 資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合も含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないものとします。
- c. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

17. 受託会社による資金の立替え

- a. 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- b. 信託財産に属する有価証券にかかる償還金、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- c. 上記a. およびb. の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

関係法令に基づく投資制限

1．デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行うことまたは継続することを受託会社に指図しません。

2．同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはなりません。

< 参考 > P C A 米国高利回り社債オープン マザーファンドの投資方針

(1) 投資方針

基本方針

当ファンドは、主として米国の高利回り社債に投資することにより、高い金利収入の確保とともに、証券の値上り益を追求し信託財産の成長を図ることを目指した運用を行います。

運用方法

1．投資対象

主として米国の高利回り社債（原則としてS & Pまたはムーディーズ（以下総称して「指定格付機関」といいます。）によるB - 相当以上の長期信用格付を有するもの）を投資対象とします。

2．投資態度

- a．主として米国の高利回り社債に投資します。当ファンドは原則として投資時において、指定格付機関のうち1社以上の格付機関からB - 相当以上の格付け（S & Pにおいて「B - 」以上、あるいはムーディーズにおいて「B 3」以上）を得ている債券に投資を行い、元本の安全性と収益性を旨とした運用を行います。なお、組入時指定格付機関2社からB - 相当以上の格付けを取得していたものの、組入後いずれか1社の格付けがB - 相当未満に格下げとなった債券を継続保有することは可能とします。ただし、保有する債券が指定格付機関のいずれからでもB - 相当未満に格下げとなった場合には、原則として3ヵ月以内に当該債券を売却します。
- b．ポートフォリオの構築にあたっては、個別銘柄の評価等に加えて、業種分散に配慮した銘柄選定を行います。
- c．信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- d．信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、スワップ取引および金利先渡取引を行うことができます。
- e．ピーピーエム アメリカインクに運用の指図に関する権限を委託します。

- f．外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- g．資金動向、市場動向および信託財産の規模等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 投資制限

- a．外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- b．株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- c．同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- d．同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- e．同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- f．投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- g．先物取引等は、約款第19条の範囲で行います。
- h．スワップ取引は、約款第20条の範囲で行います。
- i．金利先渡取引は、約款第21条の範囲で行います。

3【投資リスク】

(1) 基準価額の主な変動要因

当ファンドは、債券等の値動きのある有価証券（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、当ファンドは元金が保証されているものではありません。また、信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

当ファンドが有する主なリスクは以下の通りです。

1．為替変動リスク

外貨建資産には、為替変動リスクがあります。当ファンドは、実質的に組入れた外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替相場が円高方向に変動した場合には、基準価額の下落要因となります。

2．信用リスク

高利回り社債とは、格付機関によりBB+相当以下に格付けされている社債をいい、より高い信用格付けを有する債券に比べて、通常、より高い利回りを提供する一方でその価格は大きく変動すると考えられます。

有価証券等の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、当該有価証券等の価格が大きく下落（価格がゼロになることもあります。）することがあります。実質的に組入れた有価証券等にこうした事態が起こった場合は、基準価額の下落要因となります。

3．金利変動リスク

一般的に、金利が上昇した場合には、債券の価格は下落します。当ファンドは主として債券に実質的に投資しますので、金利が上昇した場合は、基準価額の下落要因となります。

4．流動性リスク

組入れた有価証券等の市場規模が小さく取引量が少ない場合、または市場が急変した場合、当該有価証券等を売却する際に、希望する時期や価格で売却できない場合があり、不利益を被るリスクがあります。当ファンドの一部解約金の支払資金手当てのために、実質的に保有する有価証券等を売却する場合には、市況動向や流動性等の状況によっては基準価額の下落要因となる可能性があります。

5．ファミリーファンド方式による運用に関するリスク

当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。マザーファンドは、複数のベビーファンドの資金を運用する場合があるため、他のベビーファンドからのマザーファンドへの資金流入の動向が、基準価額の変動要因となることがあります。

(2) その他の留意点

1．当ファンドは、預金および保険契約ではなく、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護および補償の対象ではありません。また、登録金融機関で取扱う場合、投資者保護基金の補償対象ではありません。

2．金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合に、信託約款の規定にしたがい、委託会社の判断で受益権の取得申込みおよび一部解約の実行の請求の受け付けを中止することがあります。

3．外国の政治、経済および社会情勢の変化により市場が混乱した場合、有価証券取引および為替取引に対して新たな規制が設けられた場合または金融商品取引所の閉鎖や流動性の極端な減少等があった場合等には、当ファンドの運用方針に沿った運用ができない場合があります。

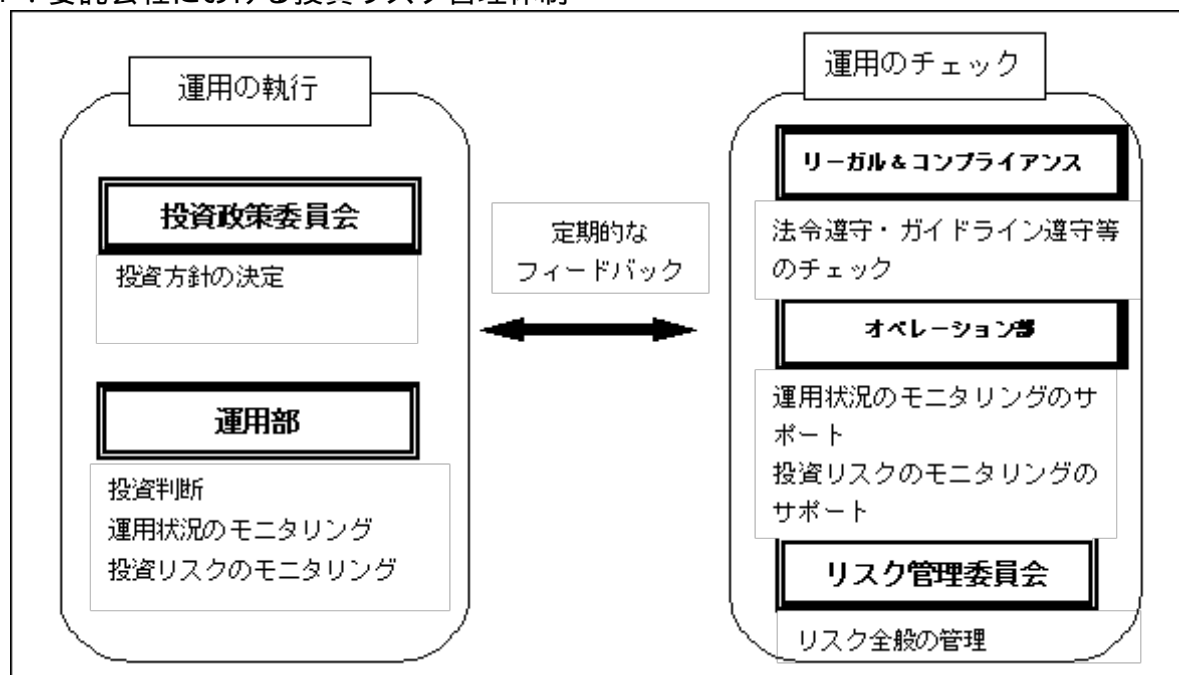
4．当ファンドの運用体制、リスク管理体制等は今後変更される場合があります。

5．法令・税制・会計制度等は、今後、変更される可能性があります。

(3) 投資リスクに対する管理体制等

当ファンドの投資リスクに対する管理体制は、以下の通りです。

1．委託会社における投資リスク管理体制



投資政策委員会において投資方針の決定を行います。

運用部は、有価証券の価値等の分析に基づく投資判断を行うにあたっては、ガイドラインに抵触しないことの確認を求められます。また、投資リスクのモニタリング等も行います。

オペレーション部は運用状況の管理および投資リスクのモニタリングサポートを行います。

リーガル＆コンプライアンスは、法令遵守・ガイドライン遵守、利益相反の有無等のチェックを行い、必要に応じて指導・勧告を行うとともに、リスク管理委員会に報告します。

リスク全般の管理はリスク管理委員会が行います。

重要報告事項については、各担当部長が、リスク管理委員会等に報告し、審議します。

2．投資顧問会社における投資リスク管理体制

リスク・マネジメント&クオンツ・リサーチ・チームが、日次でポートフォリオ・マネジメント・レポートを作成し、リスクのモニタリングを行います。

リーガル＆コンプライアンスは、ガイドライン遵守状況等のチェックを行います。

投資顧問会社は、四半期ごとに、リスクの管理状況や投資ガイドラインの遵守状況を記したコンプライアンス・レポートを委託会社に提出します。

なお、投資リスクに対する管理体制等は平成21年1月末日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、3.675%（税抜3.5%）を上限として販売会社がそれぞれ別に定める率を取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。

申込手数料率は、お申込みの販売会社または下記照会先までお問合せください。

<照会先>

ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社	
電話番号	03 - 5224 - 3400
（受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで、半日営業日は午前9時から午前11時半まで）	
インターネットホームページ http://www.pcaasset.co.jp/	

償還乗換え等によるお申込みの場合、申込手数料が優遇される場合があります。詳しくは、お申込みの販売会社にお問合せください。

自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について無手数料で取扱います。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。ただし、解約に際しては、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保金としてご負担いただきます。

(3)【信託報酬等】

計算期間を通じて毎日、純資産総額に対し年率1.7325%（税抜1.65%）を乗じて得た額が信託報酬として計算され、信託財産の費用として計上されます。信託報酬の配分は、以下の通りです。

信託報酬の総額	純資産総額に対して 年率1.7325%（税抜1.65%）			
	各販売会社の取扱い純資産残高のうち	委託会社	販売会社	受託会社
信託報酬の配分	250億円以下の部分	年率 0.89250% （税抜0.850%）	年率 0.73500% （税抜0.700%）	年率 0.10500% （税抜 0.100%）
	250億円超 500億円以下の部分	年率 0.86625% （税抜0.825%）	年率 0.76125% （税抜0.725%）	
	500億円超 750億円以下の部分	年率 0.84000% （税抜0.800%）	年率 0.78750% （税抜0.750%）	
	750億円超 1000億円以下の部分	年率 0.81375% （税抜0.775%）	年率 0.81375% （税抜0.775%）	
	1000億円超の部分	年率 0.78750% （税抜0.750%）	年率 0.84000% （税抜0.800%）	

信託報酬は、毎計算期間の終了時および信託の終了時に信託財産中から支払われます。

委託会社が受取る報酬には、マザーファンドの投資顧問会社であるピーピーエム アメリカ インクへの投資顧問報酬（信託財産の純資産総額に年率0.35%を上限とする率を乗じて得た金額）が含まれます。

マザーファンドにおいては、信託報酬はかかりません。

(4)【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、監査費用（消費税等相当額を含みます。）等信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

委託会社は、上記 に定める信託事務の処理に要する諸費用の支払いを信託財産のために、支払い金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ、受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。

上記 において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。

上記 において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、計算期間を通じて毎日、信託財産に計上されます。かかる諸費用（消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期末もしくは信託終了のときまたは委託会社が1年以内で相当と定める期間に属する最終の計算期末に、当該諸費用にかかる消費税等に相当する金額とともに信託財産中から受取り、委託会社の責任において、実際の支払いに充当します。

上記 に定める信託事務の処理に要する諸費用は、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せず、かつ、委託会社の合理的判断によりこの信託に関連して生じたと認めるものを含みます。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、先物・オプション取引に要する諸費用、有価証券の借入れを行った場合の品借料、外国における資産の保管等に要する費用は受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

信託財産において資金借入れを行った場合の借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

マザーファンドにおける上記 、 および の費用については、間接的に当ファンドの受益者が負担することになります。なお、当ファンドによるマザーファンド受益証券の取得申込みおよび一部解約については、手数料および信託財産留保金はかかりません。

上記（４）に掲げる「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

当ファンドにかかる上記（１）から（４）に掲げる「手数料等」の合計額もしくはその上限額またはこれらの計算方法の概要につきましては、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。当ファンドは課税上、株式投資信託として取扱われます。

個人、法人別の課税の取扱いについて

1．個人の受益者に対する課税

a．収益分配金

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として20%（所得税15%、地方税5%）の税率による源泉徴収（申告不要）が行われます。

ただし、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間は、年間の普通分配金を含む上場株式等の配当等の合計額（年間1銘柄当たり1万円以下のものは除きます。）が100万円以下の場合、10%（所得税7%、地方税3%）の税率が適用されます。なお、当該合計額が100万円を超える場合は確定申告が必要となり、この場合、総合課税または申告分離課税の選択ができます。申告分離課税を選択した場合の税率は、当該合計額のうち100万円以下の部分については10%（所得税7%、地方税3%）、100万円を超える部分については20%（所得税15%、地方税5%）となります。

b. 一部解約時および償還時の差益

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費（申込手数料および消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）は、譲渡所得として20%（所得税15%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。（源泉徴収選択口座を利用している場合は、原則として確定申告は不要です。）

ただし、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間は、年間の一部解約時および償還時の差益を含む上場株式等の譲渡所得の合計額が500万円以下の場合は、10%（所得税7%、地方税3%）の税率が適用されます。なお、当該合計額が500万円を超える場合は、源泉徴収選択口座を利用している場合でも確定申告が必要となり、当該合計額のうち500万円以下の部分については10%（所得税7%、地方税3%）、500万円を超える部分については20%（所得税15%、地方税5%）となります。

2. 法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の受益者ごとの個別元本超過額について、7%（所得税7%、地方税の徴収はありません。）の税率で源泉徴収されます。（平成21年4月1日以降は15%（所得税15%、地方税の徴収はありません。）となる予定です。）なお、収益分配金のうち所得税法上源泉税の課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

徴収された源泉税は、所有期間に応じて法人税額より控除されます。

益金不算入制度の適用はありません。

個別元本について

1. 追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料（消費税等相当額を含みます。）は含まれません。）が、当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
2. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は当該受益者が追加信託を行うつど、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても、複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座ごとに個別元本の算出が行われる場合があります。
3. 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金の課税

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者ごとの元本一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、1. 当該収益分配金落ち後の基準価額が「受益者ごとの個別元本」と同額の場合または当該個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、2. 当該収益分配金落ち後の基準価額が「受益者ごとの個別元本」を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

買取請求による換金時の課税

受益権の換金を、販売会社による受益権の買取りにより行った場合の課税上の取扱いについては、販売会社にお問合せください。

上記の内容は平成21年1月末日現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合等には、変更になることがあります。

税制の内容の詳細につきましては、販売会社もしくは税務の専門家までお問合せください。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(平成21年1月30日現在)

資産の種類	国 名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	173,803,264,323	100.08
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	140,020,653	0.08
合計（純資産総額）	-	173,663,243,670	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(平成21年1月30日現在)

国/ 地域	種類	銘柄名	数量 (口数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	PCA米国高利回り社債オープンマザーファンド	207,377,716,649	0.8405	174,301,689,661	0.8381	173,803,264,323	100.08

種類別投資比率 (平成21年1月30日現在)

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	100.08
合計	100.08

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額金額の比率をいいます。

【投資不動産物件】(平成21年1月30日現在)

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】(平成21年1月30日現在)

該当事項はありません。

参考情報

< P C A 米国高利回り社債オープン マザーファンド >

(1)投資状況

(平成21年1月30日現在)

資産の種類	国 名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
社債券	アメリカ	149,663,755,959	86.11
	カナダ	6,130,022,790	3.53
	ドイツ	1,213,917,412	0.70
	イギリス	748,149,952	0.43
	シンガポール	920,574,000	0.53
	リベリア	2,294,468,458	1.32
	小 計	160,970,888,571	92.62
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	12,831,058,083	7.38
合計（純資産総額）	-	173,801,946,654	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率をいいます。

(2)投資資産

投資有価証券の主要銘柄（上位30銘柄）

（平成21年1月30日現在）

国/ 地域	種 類	銘柄名	数量 (券面総額)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
アメ リカ	社債 券	7% EDISON MISSIO ENERGY	57,167,000	8,372.92	4,786,550,034	8,372.92	4,786,550,034	7	2017/5/15	2.75
アメ リカ	社債 券	8.625% WINDSTREAM CORP	34,907,000	8,820.67	3,079,033,022	8,865.44	3,094,662,631	8.625	2016/8/1	1.78
アメ リカ	社債 券	6.375% DIRECTV HOLDINGS	33,321,000	8,462.47	2,819,781,294	8,552.02	2,849,620,250	6.375	2015/6/15	1.64
アメ リカ	社債 券	7.625% CSC HDGS 2011/04	27,511,000	8,820.67	2,426,655,899	8,865.44	2,438,973,949	7.625	2011/4/1	1.40
アメ リカ	社債 券	6.5% KINDER MORGAN INC	25,756,000	8,372.92	2,156,530,563	8,372.92	2,156,530,563	6.5	2012/9/1	1.24
アメ リカ	社債 券	11.75% UNIVERSAL CITY DEV	26,252,000	6,962.51	1,827,798,781	6,962.51	1,827,798,781	11.75	2010/4/1	1.05
アメ リカ	社債 券	6.25% HCA INC	27,226,000	6,402.82	1,743,233,134	6,514.76	1,773,709,238	6.25	2013/2/15	1.02
アメ リカ	社債 券	8.125% GEORGIA-PACIFIC	20,185,000	8,775.90	1,771,415,415	8,686.34	1,753,339,747	8.125	2011/5/15	1.01
アメ リカ	社債 券	8.875% COMMUNITY HEALTH	19,647,000	8,686.34	1,706,607,184	8,686.34	1,706,607,184	8.875	2015/7/15	0.98
アメ リカ	社債 券	8.5% ARAMARK CORP	19,682,000	8,596.80	1,692,022,176	8,596.80	1,692,022,176	8.5	2015/2/1	0.97
アメ リカ	社債 券	7.25% FORD MOTOR CREDIT	25,810,000	6,413.54	1,655,335,741	6,379.66	1,646,592,148	7.25	2011/10/25	0.95
アメ リカ	社債 券	5.25% CENTEX CORP	24,825,000	6,626.70	1,645,078,275	6,626.70	1,645,078,275	5.25	2015/6/15	0.95
アメ リカ	社債 券	QWEST COMM 2014/02	21,193,000	7,611.74	1,613,158,177	7,611.74	1,613,158,177	7.5	2014/2/15	0.93
アメ リカ	社債 券	6.875% SPRINT CAP CORP	30,800,000	5,159.34	1,589,077,537	5,204.26	1,602,912,367	6.875	2028/11/15	0.92
アメ リカ	社債 券	8% AES CORP	17,650,000	8,462.47	1,493,626,837	8,507.25	1,501,529,625	8	2017/10/15	0.86
アメ リカ	社債 券	6% SPRINT NEXTEL CORP	24,078,000	6,053.13	1,457,473,183	6,142.83	1,479,071,686	6	2016/12/1	0.85
アメ リカ	社債 券	9.25% HCA INC	17,211,000	8,507.24	1,464,182,797	8,574.41	1,475,742,135	9.25	2016/11/15	0.85
アメ リカ	社債 券	5.25% PULTE HOMES INC	19,953,000	7,343.10	1,465,168,743	7,343.10	1,465,168,743	5.25	2014/1/15	0.84
アメ リカ	社債 券	8% AES CORP	17,500,000	8,059.50	1,410,412,500	8,193.82	1,433,919,375	8	2020/6/1	0.83
アメ リカ	社債 券	6.75% HOST MARRIOTT LP	19,350,000	7,298.32	1,412,225,887	7,275.93	1,407,893,906	6.75	2016/6/1	0.81
アメ リカ	社債 券	6.625% CITIZENS COMM	17,750,000	7,880.40	1,398,771,000	7,902.78	1,402,744,781	6.625	2015/3/15	0.81
アメ リカ	社債 券	7% CHESAPEAKE ENERGY	17,288,000	7,925.17	1,370,104,254	7,969.95	1,377,844,956	7	2014/8/15	0.79
アメ リカ	社債 券	8.5% MGM MIRAGE INC	18,610,000	7,566.97	1,408,214,047	7,365.48	1,370,717,223	8.5	2010/9/15	0.79
アメ リカ	社債 券	6.375% Mandalay Resort	21,200,000	6,358.05	1,347,906,600	6,313.27	1,338,414,300	6.375	2011/12/15	0.77

アメリカ	社債券	10.25% TEXAS COMP ELEC (Cusip:882330AG8)	20,000,000	6,671.47	1,334,295,000	6,626.70	1,325,340,000	10.25	2015/11/1	0.76
アメリカ	社債券	6.625% WYNN LAS VEGAS LL	19,970,000	6,805.80	1,359,118,260	6,581.92	1,314,410,422	6.625	2014/12/1	0.76
アメリカ	社債券	6.25% COUNTRYWIDE FINL	15,757,000	8,252.83	1,300,399,754	8,257.53	1,301,139,138	6.25	2016/5/15	0.75
アメリカ	社債券	7.25% ALBERTSON'S INC	15,500,000	8,372.92	1,297,803,375	8,372.92	1,297,803,375	7.25	2013/5/1	0.75
アメリカ	社債券	8.375% FREEPORT-MCMORAN	17,217,000	7,375.63	1,269,862,822	7,442.92	1,281,447,774	8.375	2017/4/1	0.74
アメリカ	社債券	6.5% UNITED RENTALS NA	17,400,000	7,320.71	1,273,803,975	7,343.10	1,277,699,400	6.5	2012/2/15	0.74

種類別投資比率（平成21年1月30日現在）

種類	投資比率 (%)
社債券	92.62
合計	92.62

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額金額の比率をいいます。

投資不動産物件（平成21年1月30日現在）

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの（平成21年1月30日現在）

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成21年1月30日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第1期	(平成15年 3月10日)	1,836	1,840	0.9790	0.9813
第2期	(平成15年 4月10日)	3,818	3,839	1.0184	1.0239
第3期	(平成15年 5月12日)	6,706	6,743	1.0170	1.0225
第4期	(平成15年 6月10日)	10,497	10,553	1.0268	1.0323
第5期	(平成15年 7月10日)	13,204	13,281	1.0264	1.0324
第6期	(平成15年 8月11日)	16,178	16,277	0.9884	0.9944
第7期	(平成15年 9月10日)	19,216	19,331	0.9997	1.0057
第8期	(平成15年10月10日)	20,131	20,259	0.9449	0.9509
第9期	(平成15年11月10日)	22,349	22,489	0.9539	0.9599
第10期	(平成15年12月10日)	25,585	25,747	0.9466	0.9526
第11期	(平成16年 1月13日)	29,610	29,796	0.9563	0.9623
第12期	(平成16年 2月10日)	33,287	33,502	0.9328	0.9388
第13期	(平成16年 3月10日)	41,275	41,526	0.9887	0.9947
第14期	(平成16年 4月12日)	45,541	45,834	0.9326	0.9386
第15期	(平成16年 5月10日)	50,748	51,067	0.9554	0.9614
第16期	(平成16年 6月10日)	63,315	63,725	0.9262	0.9322
第17期	(平成16年 7月12日)	75,501	75,995	0.9165	0.9225
第18期	(平成16年 8月10日)	95,134	95,739	0.9446	0.9506
第19期	(平成16年 9月10日)	123,269	124,050	0.9468	0.9528
第20期	(平成16年10月12日)	154,592	155,569	0.9496	0.9556
第21期	(平成16年11月10日)	193,417	194,672	0.9247	0.9307
第22期	(平成16年12月10日)	237,269	238,829	0.9127	0.9187
第23期	(平成17年 1月11日)	260,405	262,138	0.9015	0.9075
第24期	(平成17年 2月10日)	291,347	292,931	0.9195	0.9245
第25期	(平成17年 3月10日)	303,487	305,169	0.9020	0.9070
第26期	(平成17年 4月11日)	326,120	327,917	0.9070	0.9120
第27期	(平成17年 5月10日)	325,127	326,998	0.8691	0.8741
第28期	(平成17年 6月10日)	351,588	353,545	0.8987	0.9037
第29期	(平成17年 7月11日)	375,613	377,609	0.9408	0.9458
第30期	(平成17年 8月10日)	375,095	377,111	0.9305	0.9355
第31期	(平成17年 9月12日)	376,219	378,277	0.9142	0.9192
第32期	(平成17年10月11日)	389,514	391,597	0.9350	0.9400
第33期	(平成17年11月10日)	398,530	400,615	0.9557	0.9607
第34期	(平成17年12月12日)	395,121	397,131	0.9829	0.9879
第35期	(平成18年 1月10日)	369,016	370,975	0.9423	0.9473
第36期	(平成18年 2月10日)	368,786	370,876	0.9705	0.9760
第37期	(平成18年 3月10日)	360,049	362,112	0.9598	0.9653
第38期	(平成18年 4月10日)	354,954	356,999	0.9547	0.9602
第39期	(平成18年 5月10日)	329,263	331,290	0.8935	0.8990
第40期	(平成18年 6月12日)	337,504	339,553	0.9058	0.9113
第41期	(平成18年 7月10日)	332,069	334,112	0.8939	0.8994
第42期	(平成18年 8月10日)	337,837	339,882	0.9087	0.9142

第43期	(平成18年 9月11日)	343,626	345,668	0.9256	0.9311
第44期	(平成18年10月10日)	348,995	351,020	0.9479	0.9534
第45期	(平成18年11月10日)	346,166	348,356	0.9485	0.9545
第46期	(平成18年12月11日)	350,089	352,315	0.9438	0.9498
第47期	(平成19年 1月10日)	360,819	363,064	0.9643	0.9703
第48期	(平成19年 2月13日)	363,007	365,216	0.9862	0.9922
第49期	(平成19年 3月12日)	350,726	352,921	0.9585	0.9645
第50期	(平成19年 4月10日)	350,981	353,182	0.9568	0.9628
第51期	(平成19年 5月10日)	355,985	358,181	0.9729	0.9789
第52期	(平成19年 6月11日)	350,205	352,371	0.9704	0.9764
第53期	(平成19年 7月10日)	341,033	343,161	0.9614	0.9674
第54期	(平成19年 8月10日)	318,623	320,761	0.8942	0.9002
第55期	(平成19年 9月10日)	310,242	312,421	0.8542	0.8602
第56期	(平成19年10月10日)	331,899	334,098	0.9059	0.9119
第57期	(平成19年11月12日)	305,987	308,186	0.8347	0.8407
第58期	(平成19年12月10日)	303,305	305,502	0.8284	0.8344
第59期	(平成20年 1月10日)	288,457	290,648	0.7900	0.7960
第60期	(平成20年 2月12日)	277,392	279,570	0.7640	0.7700
第61期	(平成20年 3月10日)	259,936	262,115	0.7156	0.7216
第62期	(平成20年 4月10日)	263,109	265,305	0.7189	0.7249
第63期	(平成20年 5月12日)	271,555	273,765	0.7370	0.7430
第64期	(平成20年 6月10日)	280,973	283,206	0.7550	0.7610
第65期	(平成20年 7月10日)	271,730	273,987	0.7226	0.7286
第66期	(平成20年 8月11日)	279,096	281,382	0.7324	0.7384
第67期	(平成20年 9月10日)	276,147	278,466	0.7144	0.7204
第68期	(平成20年10月10日)	210,739	213,043	0.5489	0.5549
第69期	(平成20年11月10日)	195,317	197,589	0.5158	0.5218
第70期	(平成20年12月10日)	161,939	164,176	0.4343	0.4403
第71期	(平成21年 1月13日)	176,239	178,455	0.4772	0.4832
	平成20年 1月末日	281,315	-	0.7759	-
	平成20年 2月末日	271,883	-	0.7497	-
	平成20年 3月末日	255,942	-	0.7040	-
	平成20年 4月末日	274,394	-	0.7490	-
	平成20年 5月末日	279,182	-	0.7540	-
	平成20年 6月末日	272,399	-	0.7298	-
	平成20年 7月末日	274,801	-	0.7278	-
	平成20年 8月末日	279,460	-	0.7293	-
	平成20年 9月末日	246,584	-	0.6417	-
	平成20年10月末日	193,650	-	0.5106	-
	平成20年11月末日	170,782	-	0.4562	-
	平成20年12月末日	167,607	-	0.4547	-
	平成21年 1月末日	173,663	-	0.4749	-

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの 分配金 (円)
第1期	自 平成15年 1月30日 至 平成15年 3月10日	0.0023
第2期	自 平成15年 3月11日 至 平成15年 4月10日	0.0055
第3期	自 平成15年 4月11日 至 平成15年 5月12日	0.0055
第4期	自 平成15年 5月13日 至 平成15年 6月10日	0.0055
第5期	自 平成15年 6月11日 至 平成15年 7月10日	0.0060
第6期	自 平成15年 7月11日 至 平成15年 8月11日	0.0060
第7期	自 平成15年 8月12日 至 平成15年 9月10日	0.0060
第8期	自 平成15年 9月11日 至 平成15年10月10日	0.0060
第9期	自 平成15年10月11日 至 平成15年11月10日	0.0060
第10期	自 平成15年11月11日 至 平成15年12月10日	0.0060
第11期	自 平成15年12月11日 至 平成16年 1月13日	0.0060
第12期	自 平成16年 1月14日 至 平成16年 2月10日	0.0060
第13期	自 平成16年 2月11日 至 平成16年 3月10日	0.0060
第14期	自 平成16年 3月11日 至 平成16年 4月12日	0.0060
第15期	自 平成16年 4月13日 至 平成16年 5月10日	0.0060
第16期	自 平成16年 5月11日 至 平成16年 6月10日	0.0060
第17期	自 平成16年 6月11日 至 平成16年 7月12日	0.0060
第18期	自 平成16年 7月13日 至 平成16年 8月10日	0.0060
第19期	自 平成16年 8月11日 至 平成16年 9月10日	0.0060
第20期	自 平成16年 9月11日 至 平成16年10月12日	0.0060
第21期	自 平成16年10月13日 至 平成16年11月10日	0.0060
第22期	自 平成16年11月11日 至 平成16年12月10日	0.0060
第23期	自 平成16年12月11日 至 平成17年 1月11日	0.0060
第24期	自 平成17年 1月12日 至 平成17年 2月10日	0.0050

第25期	自 平成17年 2月11日 至 平成17年 3月10日	0.0050
第26期	自 平成17年 3月11日 至 平成17年 4月11日	0.0050
第27期	自 平成17年 4月12日 至 平成17年 5月10日	0.0050
第28期	自 平成17年 5月11日 至 平成17年 6月10日	0.0050
第29期	自 平成17年 6月11日 至 平成17年 7月11日	0.0050
第30期	自 平成17年 7月12日 至 平成17年 8月10日	0.0050
第31期	自 平成17年 8月11日 至 平成17年 9月12日	0.0050
第32期	自 平成17年 9月13日 至 平成17年10月11日	0.0050
第33期	自 平成17年10月12日 至 平成17年11月10日	0.0050
第34期	自 平成17年11月11日 至 平成17年12月12日	0.0050
第35期	自 平成17年12月13日 至 平成18年 1月10日	0.0050
第36期	自 平成18年 1月11日 至 平成18年 2月10日	0.0055
第37期	自 平成18年 2月11日 至 平成18年 3月10日	0.0055
第38期	自 平成18年 3月11日 至 平成18年 4月10日	0.0055
第39期	自 平成18年 4月11日 至 平成18年 5月10日	0.0055
第40期	自 平成18年 5月11日 至 平成18年 6月12日	0.0055
第41期	自 平成18年 6月13日 至 平成18年 7月10日	0.0055
第42期	自 平成18年 7月11日 至 平成18年 8月10日	0.0055
第43期	自 平成18年 8月11日 至 平成18年 9月11日	0.0055
第44期	自 平成18年 9月12日 至 平成18年10月10日	0.0055
第45期	自 平成18年10月11日 至 平成18年11月10日	0.0060
第46期	自 平成18年11月11日 至 平成18年12月11日	0.0060
第51期	自 平成19年 4月11日 至 平成19年 5月10日	0.0060
第52期	自 平成19年 5月11日 至 平成19年 6月11日	0.0060
第53期	自 平成19年 6月12日 至 平成19年 7月10日	0.0060
第54期	自 平成19年 7月11日 至 平成19年 8月10日	0.0060

第55期	自 平成19年 8月11日 至 平成19年 9月10日	0.0060
第56期	自 平成19年 9月11日 至 平成19年10月10日	0.0060
第57期	自 平成19年10月11日 至 平成19年11月12日	0.0060
第58期	自 平成19年11月13日 至 平成19年12月10日	0.0060
第59期	自 平成19年12月11日 至 平成20年 1月10日	0.0060
第60期	自 平成20年 1月11日 至 平成20年 2月12日	0.0060
第61期	自 平成20年 2月13日 至 平成20年 3月10日	0.0060
第62期	自 平成20年 3月11日 至 平成20年 4月10日	0.0060
第63期	自 平成20年 4月11日 至 平成20年 5月12日	0.0060
第64期	自 平成20年 5月13日 至 平成20年 6月10日	0.0060
第65期	自 平成20年 6月11日 至 平成20年 7月10日	0.0060
第66期	自 平成20年 7月11日 至 平成20年 8月11日	0.0060
第67期	自 平成20年 8月12日 至 平成20年 9月10日	0.0060
第68期	自 平成20年 9月11日 至 平成20年10月10日	0.0060
第69期	自 平成20年10月11日 至 平成20年11月10日	0.0060
第70期	自 平成20年11月11日 至 平成20年12月10日	0.0060
第71期	自 平成20年12月11日 至 平成21年 1月13日	0.0060

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率 (%)
第1期	自 平成15年 1月30日 至 平成15年 3月10日	1.9
第2期	自 平成15年 3月11日 至 平成15年 4月10日	4.6
第3期	自 平成15年 4月11日 至 平成15年 5月12日	0.4
第4期	自 平成15年 5月13日 至 平成15年 6月10日	1.5
第5期	自 平成15年 6月11日 至 平成15年 7月10日	0.5
第6期	自 平成15年 7月11日 至 平成15年 8月11日	3.1
第7期	自 平成15年 8月12日 至 平成15年 9月10日	1.8
第8期	自 平成15年 9月11日 至 平成15年10月10日	4.9
第9期	自 平成15年10月11日 至 平成15年11月10日	1.6
第10期	自 平成15年11月11日 至 平成15年12月10日	0.1
第11期	自 平成15年12月11日 至 平成16年 1月13日	1.7
第12期	自 平成16年 1月14日 至 平成16年 2月10日	1.8
第13期	自 平成16年 2月11日 至 平成16年 3月10日	6.6
第14期	自 平成16年 3月11日 至 平成16年 4月12日	5.1
第15期	自 平成16年 4月13日 至 平成16年 5月10日	3.1
第16期	自 平成16年 5月11日 至 平成16年 6月10日	2.4
第17期	自 平成16年 6月11日 至 平成16年 7月12日	0.4
第18期	自 平成16年 7月13日 至 平成16年 8月10日	3.7
第19期	自 平成16年 8月11日 至 平成16年 9月10日	0.9
第20期	自 平成16年 9月11日 至 平成16年10月12日	0.9
第21期	自 平成16年10月13日 至 平成16年11月10日	2.0
第22期	自 平成16年11月11日 至 平成16年12月10日	0.6
第23期	自 平成16年12月11日 至 平成17年 1月11日	0.6
第24期	自 平成17年 1月12日 至 平成17年 2月10日	2.6

第25期	自 平成17年 2月11日 至 平成17年 3月10日	1.4
第26期	自 平成17年 3月11日 至 平成17年 4月11日	1.1
第27期	自 平成17年 4月12日 至 平成17年 5月10日	3.6
第28期	自 平成17年 5月11日 至 平成17年 6月10日	4.0
第29期	自 平成17年 6月11日 至 平成17年 7月11日	5.2
第30期	自 平成17年 7月12日 至 平成17年 8月10日	0.6
第31期	自 平成17年 8月11日 至 平成17年 9月12日	1.2
第32期	自 平成17年 9月13日 至 平成17年10月11日	2.8
第33期	自 平成17年10月12日 至 平成17年11月10日	2.7
第34期	自 平成17年11月11日 至 平成17年12月12日	3.4
第35期	自 平成17年12月13日 至 平成18年 1月10日	3.6
第36期	自 平成18年 1月11日 至 平成18年 2月10日	3.6
第37期	自 平成18年 2月11日 至 平成18年 3月10日	0.5
第38期	自 平成18年 3月11日 至 平成18年 4月10日	0.0
第39期	自 平成18年 4月11日 至 平成18年 5月10日	5.8
第40期	自 平成18年 5月11日 至 平成18年 6月12日	2.0
第41期	自 平成18年 6月13日 至 平成18年 7月10日	0.7
第42期	自 平成18年 7月11日 至 平成18年 8月10日	2.3
第43期	自 平成18年 8月11日 至 平成18年 9月11日	2.5
第44期	自 平成18年 9月12日 至 平成18年10月10日	3.0
第45期	自 平成18年10月11日 至 平成18年11月10日	0.7
第46期	自 平成18年11月11日 至 平成18年12月11日	0.1
第47期	自 平成18年12月12日 至 平成19年 1月10日	2.8
第48期	自 平成19年 1月11日 至 平成19年 2月13日	2.9
第49期	自 平成19年 2月14日 至 平成19年 3月12日	2.2
第50期	自 平成19年 3月13日 至 平成19年 4月10日	0.4

第51期	自 平成19年 4月11日 至 平成19年 5月10日	2.3
第52期	自 平成19年 5月11日 至 平成19年 6月11日	0.4
第53期	自 平成19年 6月12日 至 平成19年 7月10日	0.3
第54期	自 平成19年 7月11日 至 平成19年 8月10日	6.4
第55期	自 平成19年 8月11日 至 平成19年 9月10日	3.8
第56期	自 平成19年 9月11日 至 平成19年10月10日	6.8
第57期	自 平成19年10月11日 至 平成19年11月12日	7.2
第58期	自 平成19年11月13日 至 平成19年12月10日	0.0
第59期	自 平成19年12月11日 至 平成20年 1月10日	3.9
第60期	自 平成20年 1月11日 至 平成20年 2月12日	2.5
第61期	自 平成20年 2月13日 至 平成20年 3月10日	5.5
第62期	自 平成20年 3月11日 至 平成20年 4月10日	1.3
第63期	自 平成20年 4月11日 至 平成20年 5月12日	3.4
第64期	自 平成20年 5月13日 至 平成20年 6月10日	3.3
第65期	自 平成20年 6月11日 至 平成20年 7月10日	3.5
第66期	自 平成20年 7月11日 至 平成20年 8月11日	2.2
第67期	自 平成20年 8月12日 至 平成20年 9月10日	1.6
第68期	自 平成20年 9月11日 至 平成20年10月10日	22.3
第69期	自 平成20年10月11日 至 平成20年11月10日	4.9
第70期	自 平成20年11月11日 至 平成20年12月10日	14.6
第71期	自 平成20年12月11日 至 平成21年 1月13日	11.3

(注) 収益率は、計算期間末日の基準価額（分配付きの額）から当該計算期間の直前の計算期間末日の基準価額（分配落ち）の額、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して計算しています。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成15年1月30日 証券投資信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

1. 販売会社の毎営業日において、お申込みいただくことができます。ただし、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行が休業日の場合は、お申込みを受付けないものとします。

お申込みの受付けは、原則として午後3時（半日営業日の場合には午前11時）までに取得申込みが行われ、かつ、当該お申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込分とし、これらの受付時間を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとします。

2. 申込単位は、販売会社がそれぞれ定める単位とします。各販売会社の申込単位の詳細については、お申込みの販売会社または下記照会先までお問合せください。

< 照会先 >

ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社

電話番号 03 - 5224 - 3400

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで、半日営業日は午前9時から午前11時半まで）

インターネットホームページ <http://www.pcaasset.co.jp/>

3. 受益権の販売価格は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、取得申込みにには、申込手数料がかかります。申込手数料は、3.675%（税抜3.5%）を上限として販売会社がそれぞれ別に定める率を取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。基準価額および申込手数料率は、お申込みの販売会社または上記の照会先までお問合せください。
4. 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止すること、すでに受付けた取得申込みの取消しを行うこと、またはその両方を行うことができます。
5. 受益権の取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、取得申込みを行うものとします。

収益分配金の受取方法により、収益分配金をそのつど受取る「一般コース」と、税金を差引いた後の収益分配金が自動的に無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。お申込みの際に「一般コース」または「自動けいぞく投資コース」のいずれかのコースをお選びいただきます。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みいただく方は、当ファンドの取得申込みに際して、当ファンドにかかる自動けいぞく投資契約（別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。）を当該販売会社との間で結んでいただきます。

「一般コース」および「自動けいぞく投資コース」の名称および取扱いは、販売会社によって異なりますので、ご注意下さい。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

1. 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し1口の整数倍で販売会社がそれぞれ定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。受益者が一部解約の実行の請求をするときは、振替受益権をもって行うものとし、

一部解約の実行の請求は、原則として毎営業日に受付けます。ただし、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日を除きます。

一部解約の実行の請求は、原則として午後3時（半日営業日の場合には午前11時）までにお申込みが行われ、かつ、当該お申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込分とし、これらの受付時間を過ぎた場合には翌営業日の取扱いとします。

委託会社は、上記の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

2. 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保金^{*}として控除した価額（以下、「解約価額」といいます。）とします。一部解約にかかる解約価額については、お申込みの販売会社にお問合せください。

^{*} 信託財産留保金とは、一部解約を実行する投資家と償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図る目的で一部解約の実行の請求者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰入れられます。

3. 一部解約金は、販売会社の営業所等において、一部解約の実行の請求を受付けた日より起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。
4. 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、上記1.の規定による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。
5. 上記4.により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者が一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行を受付けたものとして上記2.の規定に準じて計算された価額とします。
6. 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。
7. 買取請求によるご換金については、販売会社によって取扱いが異なりますので、お申込みの販売会社にお問合せください。

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

<主な投資対象資産の評価方法>

マザーファンドの受益証券：計算日の基準価額で評価します。

（参考）マザーファンドの主な投資対象資産の評価方法の概要

・公社債等：原則として、次のいずれかの価額で評価するものとします。

日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）

金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）

価格提供会社の提供する価額

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。なお、便宜上1万口当りに換算した価額で表示されることがあります。

ファンドの基準価額については、お申込みの販売会社または下記照会先までお問合せください。

その他、原則として計算日の翌日付けの日本経済新聞朝刊にも掲載されます。ファンド名は「米高利回」と略称で掲載されております。

<照会先>

ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社

電話番号

03 - 5224 - 3400

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで、半日営業日は午前9時から午前11時半まで）

インターネットホームページ

<http://www.pcaasset.co.jp/>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

ファンドの信託期間は無期限とします。ただし、下記「(5) その他 1. 信託の終了」に該当する場合には信託を終了させることができます。

(4)【計算期間】

1. 計算期間は、原則として毎月11日から翌月10日までとします。

2. 上記1.の規定にかかわらず、上記1.の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、上記「(3) 信託期間」の終了日とします。

(5)【その他】

1. 信託の終了

a. 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が20億口を下回ることとなった場合、信託期間中にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

b. 委託会社は、運用の基本方針に沿った運用または収益分配方針に沿った分配を行うことが困難となり、かかる状況が速やかに改善されないと判断する場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合にも上記a.同様、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。かかる状況には、収益分配方針に沿った分配の原資を確保することが持続的に困難となる状況を含みます。

- c. 委託会社は、上記 a. および b. にかかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- d. 上記 c. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- e. 上記 d. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは上記 a. および b. の信託契約の解約をしません。
- f. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- g. 上記 d. から f. までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記 d. の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- h. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときはその命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- i. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「2. 信託約款の変更」 d. に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- j. 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合もしくは委託会社または受益者からの請求を受けて裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、下記「2. 信託約款の変更」 a. から e. までの規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
2. 信託約款の変更
- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、上記 a. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c. 上記 b. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 上記 c. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記 a. の信託約款の変更をしません。
- e. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f. 委託会社は、監督官庁からの命令に基づいてこの信託約款の変更をしようとするときは、上記 a. から e. までの規定を準用します。
3. 公告
- 委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
4. 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い
- a. 委託会社は、事業の全部または一部の譲渡をすることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- b. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。
5. 運用にかかる報告書の開示方法
- 委託会社は、6ヵ月ごと（毎年1月および7月の決算時）に有価証券報告書を3ヵ月以内に作成し、当局に提出するとともに、委託会社において縦覧に供します。また、6ヵ月ごと（毎年1月および7月の決算時）および償還時に運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。

6．反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じて受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

7．関係法人との契約の更改等に関する手続

a．委託会社は、「投資一任契約」に基づき、投資顧問会社にマザーファンドの運用の指図に関する権限を委託します。ただし、投資顧問会社が法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。また、委託会社および投資顧問会社は、30日前までに相手方に事前通知を行うことにより、当該契約を解約することができます。

b．販売会社は、委託会社との間の「投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」に基づいて、受益権の募集の取扱い等を行います。この場合、別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含むものとします。この受益権の募集等の取扱い等に関する契約において、有効期間満了の3ヵ月前までに、当事者のいずれからも何らの意思表示がないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

2【受益者の権利等】

収益分配金・償還金受領権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金・償還金を、持分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として、計算期間終了日から起算して5営業日まで）から決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払われます。

ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として、信託終了日（信託終了日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払われます。また、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は、委託会社に帰属します。

受益権の一部解約請求権

受益者は、受益権の一部解約を販売会社を通して委託会社に請求することができます。

帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。
- なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号及び平成20年12月12日付内閣府令第80号により改正されておりますが、前特定期間（平成20年1月11日から平成20年7月10日まで）については内閣府令第50号及び内閣府令第80号改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、当特定期間（平成20年7月11日から平成21年1月13日まで）については内閣府令第50号附則第2条第1項第1号により、内閣府令第50号改正前の財務諸表等規則及び内閣府令第80号改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。
- また、投資信託財産計算規則は、平成20年12月5日付内閣府令第79号により改正されておりますが、前特定期間（平成20年1月11日から平成20年7月10日まで）については改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、当特定期間（平成20年7月11日から平成21年1月13日まで）については改正後の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。
- なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は原則として6ヶ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前特定期間（平成20年1月11日から平成20年7月10日まで）および当特定期間（平成20年7月11日から平成21年1月13日まで）の財務諸表については、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【P C A米国高利回り社債オープン】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前特定期間 (平成20年 7 月10日現在)	当特定期間 (平成21年 1 月13日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	274,382,641,032	178,725,018,560
未収入金	441,373,761	246,989,130
流動資産合計	274,824,014,793	178,972,007,690
資産合計	274,824,014,793	178,972,007,690
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	2,256,259,277	2,216,040,254
未払解約金	441,373,761	246,402,322
未払受託者報酬	23,961,811	16,309,816
未払委託者報酬	371,408,081	252,802,120
その他未払費用	216,428	586,808
流動負債合計	3,093,219,358	2,732,141,320
負債合計	3,093,219,358	2,732,141,320
純資産の部		
元本等		
元本	376,043,212,976	369,340,042,377
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ()	104,312,417,541	193,100,176,007
(分配準備積立金)	19,121,421,347	16,975,792,660
元本等合計	271,730,795,435	176,239,866,370
純資産合計	271,730,795,435	176,239,866,370
負債純資産合計	274,824,014,793	178,972,007,690

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前特定期間 自 平成20年 1 月11日 至 平成20年 7 月10日	当特定期間 自 平成20年 7 月11日 至 平成21年 1 月13日
営業収益		
有価証券売買等損益	9,144,565,606	78,938,752,320
営業収益合計	9,144,565,606	78,938,752,320
営業費用		
受託者報酬	142,868,020	120,473,898
委託者報酬	2,214,454,270	1,867,345,365
その他費用	1,312,500	1,155,000
営業費用合計	2,358,634,790	1,988,974,263
営業損失（ ）	11,503,200,396	80,927,726,583
経常損失（ ）	11,503,200,396	80,927,726,583
当期純損失（ ）	11,503,200,396	80,927,726,583
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	129,449,198	1,216,116,386
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	76,656,451,301	104,312,417,541
剰余金増加額又は欠損金減少額	6,919,650,490	18,770,265,523
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	6,919,650,490	18,770,265,523
剰余金減少額又は欠損金増加額	9,948,404,800	14,212,282,881
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	9,948,404,800	14,212,282,881
分配金	13,253,460,732	13,634,130,911
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	104,312,417,541	193,100,176,007

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

前特定期間 自 平成20年1月11日 至 平成20年7月10日	当特定期間 自 平成20年7月11日 至 平成21年1月13日
有価証券の評価基準及び評価方法 親投資信託受益証券につきましては、移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	有価証券の評価基準及び評価方法 同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	前特定期間 (平成20年7月10日現在)	当特定期間 (平成21年1月13日現在)
1 . 元本の推移		
期首元本額	365,113,838,789 円	376,043,212,976 円
期中追加設定元本額	38,308,649,746 円	39,931,609,413 円
期中一部解約元本額	27,379,275,559 円	46,634,780,012 円
2 . 特定期間末日における受益権の総数	376,043,212,976 口	369,340,042,377 口
3 . 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額	元本の欠損 104,312,417,541 円	元本の欠損 193,100,176,007 円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前特定期間 自 平成20年1月11日 至 平成20年7月10日	当特定期間 自 平成20年7月11日 至 平成21年1月13日
1．分配金の計算過程 平成20年1月11日から平成20年2月12日までの 計算期間 計算期間末の費用控除後の配当等収益 (1,603,034,155円)、信託約款に規定する収 益調整金(10,753,223,427円)および分配準備 積立金(20,213,521,154円)より、分配対象収 益は32,569,778,736円(1万口当たり897円)で あり、うち2,178,490,691円(1万口当たり60 円)を分配金額としております。 平成20年2月13日から平成20年3月10日までの 計算期間 計算期間末の費用控除後の配当等収益 (1,233,251,010円)、信託約款に規定する収 益調整金(10,401,027,545円)および分配準備 積立金(20,019,786,117円)より、分配対象収 益は31,654,064,672円(1万口当たり871円)で あり、うち2,179,434,012円(1万口当たり60 円)を分配金額としております。 平成20年3月11日から平成20年4月10日までの 計算期間 計算期間末の費用控除後の配当等収益 (1,597,573,244円)、信託約款に規定する収 益調整金(9,952,269,970円)および分配準備 積立金(19,771,004,073円)より、分配対象収 益は31,320,847,287円(1万口当たり855円)で あり、うち2,195,817,456円(1万口当たり60 円)を分配金額としております。 平成20年4月11日から平成20年5月12日までの 計算期間 計算期間末の費用控除後の配当等収益 (1,767,017,255円)、信託約款に規定する収 益調整金(9,792,772,369円)および分配準備 積立金(19,553,447,023円)より、分配対象収 益は31,113,236,647円(1万口当たり844円)で あり、うち2,210,669,334円(1万口当たり60 円)を分配金額としております。	1．分配金の計算過程 平成20年7月11日から平成20年8月11日までの 計算期間 計算期間末の費用控除後の配当等収益 (1,802,222,613円)、信託約款に規定する収 益調整金(9,759,903,051円)および分配準備 積立金(18,873,473,248円)より、分配対象収 益は30,435,598,912円(1万口当たり798円)で あり、うち2,286,273,129円(1万口当たり60 円)を分配金額としております。 平成20年8月12日から平成20年9月10日までの 計算期間 計算期間末の費用控除後の配当等収益 (1,465,528,080円)、信託約款に規定する収 益調整金(10,021,044,787円)および分配準備 積立金(18,575,215,457円)より、分配対象収 益は30,061,788,324円(1万口当たり777円)で あり、うち2,319,133,115円(1万口当たり60 円)を分配金額としております。 平成20年9月11日から平成20年10月10日まで の計算期間 計算期間末の費用控除後の配当等収益 (1,343,587,653円)、信託約款に規定する収 益調整金(9,450,538,819円)および分配準備 積立金(18,139,612,185円)より、分配対象収 益は28,933,738,657円(1万口当たり753円)で あり、うち2,303,612,647円(1万口当たり60 円)を分配金額としております。 平成20年10月11日から平成20年11月10日まで の計算期間 計算期間末の費用控除後の配当等収益 (1,349,214,632円)、信託約款に規定する収 益調整金(8,495,474,968円)および分配準備 積立金(17,784,669,035円)より、分配対象収 益は27,629,358,635円(1万口当たり729円)で あり、うち2,271,853,281円(1万口当たり60 円)を分配金額としております。

平成20年5月13日から平成20年6月10日までの計算期間 計算期間末の費用控除後の配当等収益（1,665,921,556円）、信託約款に規定する収益調整金(9,859,084,222円)および分配準備積立金（19,358,193,280円）より、分配対象収益は30,883,199,058円(1万口当たり829円)であり、うち2,232,789,962円(1万口当たり60円)を分配金額としております。 平成20年6月11日から平成20年7月10日までの計算期間 計算期間末の費用控除後の配当等収益（1,494,969,327円）、信託約款に規定する収益調整金(9,861,816,524円)および分配準備積立金（19,121,223,791円）より、分配対象収益は30,478,009,642円(1万口当たり810円)であり、うち2,256,259,277円(1万口当たり60円)を分配金額としております。	平成20年11月11日から平成20年12月10日までの計算期間 計算期間末の費用控除後の配当等収益（1,246,405,181円）、信託約款に規定する収益調整金(7,625,038,530円)および分配準備積立金（17,364,786,291円）より、分配対象収益は26,236,230,002円(1万口当たり703円)であり、うち2,237,218,485円(1万口当たり60円)を分配金額としております。 平成20年12月11日から平成21年1月13日までの計算期間 計算期間末の費用控除後の配当等収益（1,533,783,366円）、信託約款に規定する収益調整金(6,816,776,578円)および分配準備積立金（16,975,509,149円）より、分配対象収益は25,326,069,093円(1万口当たり685円)であり、うち2,216,040,254円(1万口当たり60円)を分配金額としております。
2．信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 純資産総額に応じて0.35%から0.25%相当額	2．信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

	前特定期間 (平成20年7月10日現在)		当特定期間 (平成21年1月13日現在)	
種類	貸借対照表計上額 (円)	最終計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	貸借対照表計上額 (円)	最終計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託 受益証券	274,382,641,032	9,211,231,463	178,725,018,560	18,390,934,849
合計	274,382,641,032	9,211,231,463	178,725,018,560	18,390,934,849

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

区 分	前特定期間 (平成20年7月10日現在)	当特定期間 (平成21年1月13日現在)
1口当たりの純資産額 (1万口当たりの純資産額)	0.7226円 (7,226円)	0.4772円 (4,772円)

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

1 . 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(平成21年1月13日現在)

種類	銘 柄	券面総額(円)	評価額(円)	備 考
親投資信託 受益証券	P C A 米国高利回り社債 オープン マザーファンド	212,388,613,857	178,725,018,560	-
合計	-	212,388,613,857	178,725,018,560	-

2 . デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考情報）

当ファンドは、「P C A米国高利回り社債オープン マザー ファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は以下の通りです。

「P C A米国高利回り社債オープン マザー ファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

（１）貸借対照表

区 分	注記 番号	(平成20年7月10日現在)	(平成21年1月13日現在)
		金 額(円)	金 額(円)
資産の部			
流動資産			
預金		11,397,317,537	5,726,558,913
金銭信託		956,914	92,247
コール・ローン		5,818,485,377	5,079,743,082
社債券		251,851,598,583	163,994,923,177
未収入金		-	48,472,211
未収利息		5,436,537,902	4,413,805,057
前払費用		307,931,434	27,129,690
流動資産合計		274,812,827,747	179,290,724,377
資産合計		274,812,827,747	179,290,724,377
負債の部			
流動負債			
未払金		-	319,250,672
未払解約金		441,373,761	246,989,130
流動負債合計		441,373,761	566,239,802
負債合計		441,373,761	566,239,802
純資産の部			
元本等			
元本	1, 2	231,840,000,872	212,388,613,857
剰余金			
剰余金又は欠損金（ ）	3	42,531,453,114	33,664,129,282
剰余金合計		42,531,453,114	33,664,129,282
元本等合計		274,371,453,986	178,724,484,575
純資産合計		274,371,453,986	178,724,484,575
負債・純資産合計		274,812,827,747	179,290,724,377

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

自 平成20年1月11日 至 平成20年7月10日	自 平成20年7月11日 至 平成21年1月13日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法 社債券につきましては個別法に基づき、以下の通り原則として時価評価しております。 (1) 金融商品取引所に上場されている有価証券 金融商品取引所に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所における計算期間末日の最終相場又は清算値段（外国証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場又は清算値段）で評価しております。計算期間の末日に当該金融商品取引所の最終相場等がない場合には、当該金融商品取引所における直近の日の最終相場等で評価しておりますが、直近の日の最終相場等によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 (2) 金融商品取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会の店頭売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格情報提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。	1. 有価証券の評価基準及び評価方法 同左 (1) 金融商品取引所に上場されている有価証券 同左 (2) 金融商品取引所に上場されていない有価証券 同左 (3) 時価が入手できなかった有価証券 同左
2. デリバティブの評価基準及び評価方法 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物売買相場が発表されていない通貨については、対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。	2. デリバティブの評価基準及び評価方法 同左

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条、61条に基づいて、外貨建取引の記録、及び外貨の売買を処理しております。	3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 同左
---	---

(貸借対照表に関する注記)

区 分	(平成20年7月10日現在)	(平成21年1月13日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	238,211,298,945 円	231,840,000,872 円
期中追加設定元本額	24,069,489,007 円	23,891,436,732 円
期中一部解約元本額	30,440,787,080 円	43,342,823,747 円
元本の内訳		
P C A米国高利回り社債オープン	231,840,000,872 円	212,388,613,857 円
合 計	231,840,000,872 円	212,388,613,857 円
2. 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における受益権の総数	231,840,000,872 口	212,388,613,857 口
3. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額	-	元本の欠損 33,664,129,282 円

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

	(平成20年7月10日現在)		(平成21年1月13日現在)	
種類	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
社債券	251,851,598,583	13,201,240,453	163,994,923,177	41,972,541,925
合計	251,851,598,583	13,201,240,453	163,994,923,177	41,972,541,925

(注) 上記の当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間(平成20年1月30日から平成20年7月10日までおよび平成20年1月30日から平成21年1月13日まで)に対応するものとなっております。

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の状況に関する事項

自 平成20年1月11日 至 平成20年7月10日	自 平成20年7月11日 至 平成21年1月13日
1．取引の内容 当ファンドで利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引です。	1．取引の内容 同左
2．取引に対する取組方針 当ファンドで利用しているデリバティブ取引は、信託約款に定める運用の基本方針に従う方針です。	2．取引に対する取組方針 同左
3．取引の利用目的 当ファンドで利用しているデリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資する目的で利用します。	3．取引の利用目的 同左
4．取引に係るリスクの内容 為替予約取引によるリスクは、為替変動によるものであります。また、取引先の契約不履行による信用リスクについては、当社が、優良であると判断した金融機関のみと取引を行っているため、限定的であるものと思料されます。	4．取引に係るリスクの内容 同左
5．取引に係るリスクの管理体制 デリバティブ取引の執行・管理については、運用・執行を担当する部署により行っています。また、投資リスクのモニタリングは運用部により行われ、ガイドライン遵守等のチェックは別途リーガル＆コンプライアンスにより行われています。	5．取引に係るリスクの管理体制 同左
6．取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	6．取引の時価等に関する事項についての補足説明 同左

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報に関する注記）

	（平成20年7月10日現在）	（平成21年1月13日現在）
１口当たりの純資産額	1.1835円	0.8415円
（１万口当たりの純資産額）	(11,835円)	(8,415円)

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

1. 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(平成21年1月13日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
社債券	米ドル	5.125% CENTEX CORP	5,700,000.00	4,275,000.00	
		5.25% CENTEX CORP	24,825,000.00	17,501,625.00	
		5.25% D.R. HORTON INC	14,268,000.00	9,559,560.00	
		5.25% PULTE HOMES INC	19,953,000.00	16,062,165.00	
		5.375% D.R. HORTON INC	7,286,000.00	5,646,650.00	
		5.5% LENNAR CORP	8,000,000.00	5,040,000.00	
		5.6% LENNAR CORP	3,200,000.00	2,128,000.00	
		5.7% FORD MOTOR CREDIT	7,615,000.00	6,462,256.53	
		5.7% KINDER MORGAN FIN	3,100,000.00	2,526,500.00	
		5.7% LIBERTY MEDIA CORP	7,400,000.00	5,278,101.80	
		5.75% ALLIED WASTE NA	785,000.00	769,670.52	
		5.75% HARRAHS OPERATING	14,937,000.00	2,613,975.00	
		5.75% HCA INC	15,000,000.00	10,425,000.00	
		5.75% KB HOME	10,000,000.00	7,450,000.00	
		5.75% LEAR CORP	19,800,000.00	8,811,000.00	
		5.875% NEVADA POWER	12,000,000.00	11,572,848.00	
		5.875% L-3 COMMUNICATIONS	5,900,000.00	5,383,750.00	
		5.95% LENNAR CORP	4,800,000.00	3,384,000.00	
		5.95% NEXTEL COMMUNICATIONS	10,802,000.00	5,027,564.05	
		6% MGM MIRAGE INC	11,200,000.00	10,892,000.00	
		6% SPRINT NEXTEL CORP	24,078,000.00	17,481,687.43	
		6.125% ALLIED WASTE NA	4,750,000.00	4,517,326.00	
		6.125% L-3 COMM 2013/07	5,450,000.00	5,136,625.00	
		6.125% L-3 COMM 2014/01	10,000,000.00	9,325,000.00	
		6.125% OMNICARE INC	4,700,000.00	4,206,500.00	
		6.25% CITIZENS COMM	8,000,000.00	7,240,000.00	
		6.25% COUNTRYWIDE FINL	15,757,000.00	15,344,560.52	
		6.25% FLEXTRONICS INTL	8,900,000.00	7,075,500.00	
		6.25% HCA INC	27,226,000.00	19,194,330.00	
		6.25% KB HOME	7,956,000.00	5,489,640.00	
		6.25% MERITAGE HOMES	17,378,000.00	10,339,910.00	
		6.25% STANDARD PACIFIC	21,092,000.00	11,706,060.00	
		6.375% CHESAPEAKE ENERGY	7,122,000.00	6,160,530.00	
		6.375% DIRECTV HOLDINGS	33,321,000.00	30,821,925.00	
		6.375% ECHOSTAR DBS CORP	12,600,000.00	11,686,500.00	
		6.375% HCA INC	6,490,000.00	4,478,100.00	
		6.375% HOST MARRIOTT LP	4,900,000.00	3,932,250.00	
		6.375% KB HOME	7,757,000.00	6,535,272.50	
		6.375% L-3 COMMUNICATION	4,800,000.00	4,572,000.00	
		6.375% MANDALAY RESORT	21,200,000.00	16,907,000.00	
		6.375% PULTE HOMES INC	13,047,000.00	7,762,965.00	
		6.375% VIDEOTRON LTEE	10,300,000.00	8,240,000.00	
		6.375% WILLIAMS COS	4,034,000.00	3,838,714.06	
		6.4% TRANSCONT GAS PIPE	3,550,000.00	3,281,300.50	
		6.45% LUCENT TECHNOLOGIES	8,000,000.00	3,400,000.00	
		6.5% ALLIED WASTE NA	710,000.00	706,750.33	
		6.5% BEAZER HOMES USA	19,804,000.00	7,426,500.00	
		6.5% CENTEX CORP	4,075,000.00	2,872,875.00	
		6.5% CHESAPEAKE ENERGY	8,700,000.00	7,503,750.00	
		6.5% D.R. HORTON INC	2,429,000.00	1,724,590.00	
		6.5% FLEXTRONICS INTL CO	4,100,000.00	3,464,500.00	
		6.5% KINDER MORGAN INC	25,756,000.00	23,180,400.00	

6.5% STANDARD PACIFIC	5,295,000.00	4,394,850.00
6.5% TESORO CORP	18,500,000.00	13,042,500.00
6.5% UNITED RENTALS NA	17,400,000.00	14,616,000.00
6.55% CMS ENERGY	6,500,000.00	5,937,282.00
6.572% TECO FINANCE INC	7,867,000.00	6,467,602.30
6.625% CHESAPEAKE ENERGY	1,258,000.00	1,088,170.00
6.625% CITIZENS COMM	17,750,000.00	14,732,500.00
6.625% ECHOSTAR DBS CORP	15,444,000.00	13,436,280.00
6.625% LAMAR MEDIA CORP	4,300,000.00	3,418,500.00
6.625% NEWFIELD EXPLOR	15,000,000.00	13,275,000.00
6.625% WYNN LAS VEGAS LL	19,970,000.00	16,025,925.00
6.65% NEVADA POWER	3,881,000.00	3,401,277.35
6.65% PIONEER NATURAL	10,000,000.00	7,852,250.00
6.75% CSC HOLDINGS INC	10,000,000.00	9,450,000.00
6.75% GOLDMAN SACHS	14,089,000.00	11,483,493.05
6.75% HOST MARRIOTT LP	19,350,000.00	15,528,375.00
6.75% MGM MIRAGE 2012/09	19,485,000.00	14,126,625.00
6.75% OMNICARE INC	6,500,000.00	5,850,000.00
6.75% SERVICE CORP INTL	10,050,000.00	8,391,750.00
6.75% TECO FINANCE INC	3,019,000.00	2,658,778.95
6.85% UNUMPROVIDENT FIN	12,371,000.00	10,083,651.58
6.875% ALLIED WASTE NA	9,715,000.00	9,340,933.64
6.875% BEAZER HOMES USA	11,561,000.00	3,988,545.00
6.875% CHESAPEAKE ENERGY	4,440,000.00	3,885,000.00
6.875% NEXTEL COMMUNICATIONS	13,048,000.00	6,135,730.66
6.875% PEABODY ENERGY	5,000,000.00	4,875,000.00
6.875% QWEST CORP	19,550,000.00	13,098,500.00
6.875% SPRINT CAP CORP	30,800,000.00	19,444,871.60
6.875% STANDARD PACIFIC	5,625,000.00	4,021,875.00
6.875% VIDEOTRON LTEE	10,538,000.00	9,431,510.00
6.875% WITCO CORP	6,300,000.00	1,921,500.00
6.875% XEROX CORP	3,000,000.00	2,856,510.00
6.875% ROYAL CARIBBEAN CR	7,100,000.00	4,615,000.00
6.95% EL PASO CORP	3,000,000.00	1,997,853.00
6.977% AMERICAN AIRLINE	547,974.16	317,825.01
7% ALLTEL CORP	4,300,000.00	4,429,000.00
7% CHESAPEAKE ENERGY	17,288,000.00	15,645,640.00
7% ECHOSTAR DBS CORP	5,356,000.00	4,793,620.00
7% EDISON MISSION ENERGY	57,167,000.00	52,307,805.00
7% FORD MOTOR CREDIT	2,845,000.00	1,877,108.24
7% GEORGIA-PACIFIC	3,334,000.00	2,967,260.00
7% HOST MARRIOTT LP	13,400,000.00	12,093,500.00
7% MERITAGE HOMES	8,280,000.00	5,423,400.00
7% NORTHWEST PIPELINE	1,087,000.00	1,033,758.74
7% PLAINS EXPLORATION	3,430,000.00	2,726,850.00
7% PROVIDENT COMPANIES	5,000,000.00	3,778,185.00
7% SMITHFIELD FOODS INC	3,750,000.00	3,056,250.00
7% STANDARD PACIFIC	1,127,000.00	625,485.00
7% TECO FINANCE INC	4,133,000.00	3,984,712.09
7% TENNESSEE GAS PL	700,000.00	548,914.10
7% TRW AUTOMOTIVE INC	11,042,000.00	6,349,150.00
7% UNITED RENTALS NA	5,000,000.00	3,475,000.00
7% VISTEON CORP	10,833,000.00	1,462,455.00
7.125% QUICKSILVER RES	7,272,000.00	4,763,160.00
7.25% ALBERTSON'S INC	15,500,000.00	13,872,500.00
7.25% ALLIED WASTE NA	7,975,000.00	7,745,184.42
7.25% CASCADES INC	1,033,000.00	588,810.00
7.25% CONSTELLATION BR 2016/09	10,447,000.00	10,107,472.50
7.25% CONSTELLATION BR 2017/05	7,165,000.00	6,932,137.50
7.25% FORD MOTOR CREDIT	25,810,000.00	18,425,965.48

7.25%	IPALCO ENTERPRISES	2,592,000.00	2,293,920.00
7.25%	NOVELIS INC	8,000,000.00	4,940,000.00
7.25%	QWEST CORP 2025/09	5,500,000.00	3,960,000.00
7.25%	QWEST CORP 2035/10	300,000.00	202,500.00
7.25%	RANGE RESOURCES	9,825,000.00	8,793,375.00
7.25%	ROYAL CARIBBEAN CR	13,055,000.00	7,767,725.00
7.25%	TRW AUTOMOTIVE INC	11,152,000.00	6,412,400.00
7.25%	WILLIAMS PARTNERS	4,060,000.00	3,333,962.38
7.25%	PROVIDENT COMPANIES	7,300,000.00	5,333,803.40
7.25%	SHAW COMMUNICATIONS	6,147,000.00	5,916,487.50
7.3%	IMC GLOBAL INC	5,000,000.00	3,921,350.00
7.375%	IMC GLOBAL INC	1,050,000.00	778,204.35
7.375%	PEABODY ENERGY	5,000,000.00	4,925,000.00
7.375%	PRIDE INTERNATIONAL	12,400,000.00	11,811,000.00
7.375%	STONE CONT FIN	11,862,000.00	1,957,230.00
7.375%	TENET HEALTHCARE	16,600,000.00	13,446,000.00
7.375%	FORD MOTOR CR 2009	3,450,000.00	3,067,094.85
7.375%	FORD MOTOR CR 2011	4,010,000.00	3,082,603.29
7.416%	CE GENERATION LLC	1,218,000.00	1,126,704.81
7.45%	ALBERTSON'S INC	16,755,000.00	11,393,400.00
7.45%	BOMBARDIER INC	12,250,000.00	8,391,250.00
7.475%	SALTON SEA FUNDING	1,771,090.75	1,761,280.66
7.5%	CHESAPEAKE ENERGY 2014/06	7,056,000.00	6,544,440.00
7.5%	CHESAPEAKE ENERGY 2013/09	10,800,000.00	10,017,000.00
7.5%	EL PASO NAT GAS	3,291,000.00	2,769,912.93
7.5%	JEFFERSON SMURFIT	7,000,000.00	1,295,000.00
7.5%	QWEST COMMUNICATION	5,000,000.00	3,987,500.00
7.5%	QWEST CORP 2023/06	11,930,000.00	8,768,550.00
7.5%	ROYAL CARIBBEAN CR	13,349,000.00	6,607,755.00
7.5%	TENNESSEE GAS PL	5,000,000.00	4,858,850.00
7.625%	CIT GROUP INC	14,900,000.00	13,006,314.30
7.625%	CSC HDGS 2011/04	27,511,000.00	26,823,225.00
7.625%	CSC HDGS 2018/07	3,564,000.00	2,975,940.00
7.625%	NEWFIELD EXPLOR	1,000,000.00	975,000.00
7.625%	QWEST CORPORATION	2,100,000.00	1,837,500.00
7.625%	SUN MEDIA CORP	15,673,000.00	12,773,495.00
7.625%	XEROX CORP	4,705,000.00	4,231,931.07
7.625%	PLAINS EXPLORATION	12,318,000.00	9,915,990.00
7.625%	UNUMPROVIDENT CORP	1,919,000.00	1,769,413.95
7.7%	GEORGIA-PACIFIC	7,834,000.00	6,541,390.00
7.75%	AES CORP	10,000,000.00	9,350,000.00
7.75%	EL PASO CORP	15,269,000.00	11,838,941.30
7.75%	FAIRFAX FINL HLD	5,047,000.00	4,693,710.00
7.75%	SMITHFILELD FOOD INC	7,937,000.00	5,476,530.00
7.75%	STANDARD PACIFIC	3,500,000.00	2,065,000.00
7.75%	UNITED RENTALS NA	3,300,000.00	2,376,000.00
7.75%	DYNEGY HLDGS INC	17,083,000.00	13,495,570.00
7.8%	EL PASO CORP	3,000,000.00	2,321,367.00
7.8%	FORD MOTOR CREDIT	8,000,000.00	5,607,408.00
7.8%	LIBERTY MUTUAL GROUP	22,150,000.00	10,692,846.05
7.84%	SALTON SEA FUNDING	230,707.54	233,482.02
7.875%	CAESARS ENT	11,400,000.00	7,638,000.00
7.875%	CSC HOLDINGS INC	2,625,000.00	2,218,125.00
7.875%	EL PASO CORP	5,000,000.00	4,748,980.00
7.875%	HUNTSMAN INT LLC	3,750,000.00	2,250,000.00
7.875%	PETROHAWK ENERGY	10,000,000.00	8,050,000.00
7.875%	REYNOLDS AMERICAN	2,752,000.00	2,729,739.07
7.875%	SERVICE CORP INTL	200,000.00	179,250.00
8%	AES CORP 2017/10	17,650,000.00	16,679,250.00
8%	AES CORP 2020/06	17,500,000.00	15,662,500.00

8% BOMBARDIER INC	6,988,000.00	6,394,020.00
8% COMPLETE PRODUCTION	8,420,000.00	5,851,900.00
8% ROYAL CARIBBEAN CR	8,200,000.00	7,175,000.00
8% SOUTHERN NATURAL GAS	2,627,000.00	2,329,883.67
8% STONE CONTAINER	5,138,000.00	956,952.50
8% UNISYS CORP	15,200,000.00	5,092,000.00
8.125% BEAZER HOMES USA	11,063,000.00	3,872,050.00
8.125% GEORGIA-PACIFIC	20,185,000.00	19,377,600.00
8.125% PARK PLACE ENT	10,450,000.00	5,277,250.00
8.125% SANMINA CORP	2,098,000.00	933,610.00
8.125% WINDSTREAM CORP	9,250,000.00	8,880,000.00
8.137% HOMER CITY FUNDING	513,500.00	485,257.50
8.25% FAIRFAX FINL HLD	800,000.00	680,000.00
8.25% FREEPORT-MCMORAN	9,347,000.00	7,977,486.90
8.25% OWENS-BROCKWAY GLASS	10,400,000.00	10,374,000.00
8.25% VALASSIS COMM	18,346,000.00	5,045,150.00
8.3% MIDWEST GENERATION	36,509.80	36,509.80
8.375% BEAZER HOMES USA	700,000.00	297,500.00
8.375% CONSTELLATION BR	5,000,000.00	5,000,000.00
8.375% EL PASO NAT GAS	6,726,000.00	6,208,622.62
8.375% FREEPORT-MCMORAN	17,217,000.00	14,266,815.39
8.375% TENNESSEE GAS PL	9,000,000.00	8,307,702.00
8.5% ARAMARK CORP	19,682,000.00	18,697,900.00
8.5% BE AEROSPACE	6,956,000.00	6,729,930.00
8.5% CSC HOLDINGS INC 2015/06	6,970,000.00	6,482,100.00
8.5% CSC HOLDINGS INC 2014/04	4,014,000.00	3,733,020.00
8.5% DEX MEDIA FIN/WEST	24,950,000.00	15,593,750.00
8.5% INEOS GROUP HOLDING	20,255,000.00	2,329,325.00
8.5% LIBERTY MEDIA CORP	5,902,000.00	3,346,115.29
8.5% MGM MIRAGE INC	18,610,000.00	16,097,650.00
8.5% PSEG ENERGY HLD	10,000,000.00	9,706,520.00
8.56% MIDWEST GENERATION	3,756,601.10	3,719,035.08
8.625% BEAZER HOMES USA	200,000.00	107,000.00
8.625% WINDSTREAM CORP	34,907,000.00	33,772,522.50
8.734% HOMER CITY FUNDING	96,250.00	89,031.25
8.75% AES CORP 2013/05	3,822,000.00	3,812,445.00
8.75% HCA INC	115,000.00	112,700.00
8.75% MARKWEST ENERGY	2,700,000.00	1,930,500.00
8.75% NTL CABLE PLC	8,350,000.00	6,805,250.00
8.75% ROYAL CARIBBEAN CR	800,000.00	676,000.00
8.875% COMMUNITY HEALTH	19,647,000.00	18,468,180.00
8.875% FREESCALE SEMICON	3,750,000.00	1,668,750.00
8.875% GEORGIA-PACIFIC	2,500,000.00	1,800,000.00
8.875% HAWKER BEECHCRAFT	15,000,000.00	5,325,000.00
8.875% HERTZ CORP	4,000,000.00	2,800,000.00
8.875% TRANSCONT GAS PIPE	6,000,000.00	6,172,920.00
9% ASHTEAD CAPITAL INC	2,800,000.00	1,666,000.00
9% CITIZENS COMM	7,750,000.00	5,541,250.00
9% DELHAIZE AMERICA INC	11,454,000.00	12,289,706.74
9% SITHE/IND FNDG	6,993,213.69	6,523,136.84
9.125% HCA INC	6,716,000.00	6,262,670.00
9.125% SUNGARD DATA SYS	9,278,000.00	8,164,640.00
9.125% VIDEOTRON LTEE	1,421,000.00	1,349,950.00
9.25% CITIZENS COMM	12,300,000.00	12,115,500.00
9.25% HCA INC	17,211,000.00	15,877,147.50
9.25% INTELSAT 2014/08	8,150,000.00	7,701,750.00
9.25% INTELSAT 2016/06	9,150,000.00	8,395,125.00
9.25% SPRINT NEXTEL CORP	4,115,000.00	3,008,859.19
9.375% Mandalay Resort	3,300,000.00	2,726,625.00
9.5% MEDIACOM LLC	6,000,000.00	5,010,000.00

	9.625% PARKER DRILLING	12,750,000.00	10,391,250.00	
	9.75% D.R. HORTON INC	3,100,000.00	2,945,000.00	
	9.75% HAWKER BEECHCRAFT	7,500,000.00	2,287,500.00	
	9.75% XEROX CORP	3,400,000.00	3,400,000.00	
	9.875% FIRST DATA CORP	8,200,000.00	5,207,000.00	
	9.875% DEX MEDIA WEST/FIN	22,093,000.00	6,351,737.50	
	10% HARRAHS OPERATING CO 2015/12	6,521,000.00	2,869,240.00	
	10% HARRAHS OPERATING CO 2018/12	6,242,000.00	2,652,850.00	
	10.125% FREESCALE SEMICON	55,210,000.00	18,495,350.00	
	10.5% TEXAS COMP ELEC (Qsip:882330AA1)	13,500,000.00	10,158,750.00	
	10.5% TEXAS COMP ELEC (Qsip:882330AC7)	20,000,000.00	15,050,000.00	
	10.375% NEIMAN MARCUS GR	14,100,000.00	7,191,000.00	
	10.625% KABEL DEUTSCH	13,975,000.00	12,926,875.00	
	10.625% SUNGARD DATA SYS	3,724,000.00	3,277,120.00	
	10.75% HARRAHS OPERATING	10,790,000.00	3,183,050.00	
	10.75% TICKETMASTER	5,700,000.00	3,619,500.00	
	11.75% UNIVERSAL CITY DEV	26,252,000.00	19,492,110.00	
	CITIGROUP INC	15,000,000.00	12,246,045.00	
	HARRAHS OPERATING	3,027,000.00	499,455.00	
	LIBERTY MUTUAL GROUP	9,101,000.00	5,468,281.24	
	NEWPAGE CORP	5,536,000.00	2,629,600.00	
	QWEST COMM 2011/02	11,657,000.00	10,695,297.50	
	QWEST COMM 2014/02	21,193,000.00	16,901,417.50	
	WELLS FARGO CAPITAL XV	8,132,000.00	8,200,609.68	
小計		2,460,750,847.04	1,832,755,064.57 (163,994,923,177)	
合計			163,994,923,177 (163,994,923,177)	

有価証券明細表注記

- (注) 1. 小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
2. 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	社債券 256銘柄	100.0%	100.0%

2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

	(平成21年1月30日現在)
資産総額	174,141,561,028 円
負債総額	478,317,358 円
純資産総額 (-)	173,663,243,670 円
発行済口数	365,692,919,646 口
1口当たり純資産額 (/)	0.4749 円

参考情報

< P C A 米国高利回り社債オープン マザーファンド >

純資産額計算書

	(平成21年1月30日現在)
資産総額	175,280,141,416 円
負債総額	1,478,194,762 円
純資産総額 (-)	173,801,946,654 円
発行済口数	207,377,716,649 口
1口当たり純資産額 (/)	0.8381 円

第5【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期末の発行済み口数は次の通りです。

期	計算期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)	発行済み口数 (口)
第1期	自 平成15年 1月30日 至 平成15年 3月10日	1,875,370,000	-	1,875,370,000
第2期	自 平成15年 3月11日 至 平成15年 4月10日	1,874,690,000	-	3,750,060,000
第3期	自 平成15年 4月11日 至 平成15年 5月12日	2,878,160,000	33,290,000	6,594,930,000
第4期	自 平成15年 5月13日 至 平成15年 6月10日	3,721,430,000	93,360,000	10,223,000,000
第5期	自 平成15年 6月11日 至 平成15年 7月10日	2,733,910,000	92,760,000	12,864,150,000
第6期	自 平成15年 7月11日 至 平成15年 8月11日	3,770,600,000	266,320,000	16,368,430,000
第7期	自 平成15年 8月12日 至 平成15年 9月10日	3,011,460,000	157,700,000	19,222,190,000
第8期	自 平成15年 9月11日 至 平成15年10月10日	2,700,030,000	616,090,000	21,306,130,000
第9期	自 平成15年10月11日 至 平成15年11月10日	2,456,784,825	333,440,000	23,429,474,825
第10期	自 平成15年11月11日 至 平成15年12月10日	3,955,686,612	356,053,803	27,029,107,634
第11期	自 平成15年12月11日 至 平成16年 1月13日	4,208,688,448	273,325,205	30,964,470,877
第12期	自 平成16年 1月14日 至 平成16年 2月10日	5,021,676,257	301,600,000	35,684,547,134
第13期	自 平成16年 2月11日 至 平成16年 3月10日	6,616,836,070	553,030,000	41,748,353,204
第14期	自 平成16年 3月11日 至 平成16年 4月12日	7,881,777,178	795,460,000	48,834,670,382
第15期	自 平成16年 4月13日 至 平成16年 5月10日	5,013,114,062	728,855,060	53,118,929,384
第16期	自 平成16年 5月11日 至 平成16年 6月10日	16,409,994,755	1,165,269,771	68,363,654,368
第17期	自 平成16年 6月11日 至 平成16年 7月12日	14,946,917,924	930,031,383	82,380,540,909
第18期	自 平成16年 7月13日 至 平成16年 8月10日	19,519,065,906	1,184,443,519	100,715,163,296
第19期	自 平成16年 8月11日 至 平成16年 9月10日	31,049,566,074	1,570,890,006	130,193,839,364
第20期	自 平成16年 9月11日 至 平成16年10月12日	34,476,046,384	1,871,596,975	162,798,288,773
第21期	自 平成16年10月13日 至 平成16年11月10日	47,591,885,145	1,227,503,684	209,162,670,234
第22期	自 平成16年11月11日 至 平成16年12月10日	52,257,348,055	1,442,083,271	259,977,935,018
第23期	自 平成16年12月11日 至 平成17年 1月11日	29,785,877,800	921,867,237	288,841,945,581
第24期	自 平成17年 1月12日 至 平成17年 2月10日	29,883,557,172	1,868,572,199	316,856,930,554

第25期	自 平成17年 2月11日 至 平成17年 3月10日	21,791,807,217	2,184,724,489	336,464,013,282
第26期	自 平成17年 3月11日 至 平成17年 4月11日	26,294,664,931	3,217,729,419	359,540,948,794
第27期	自 平成17年 4月12日 至 平成17年 5月10日	16,815,621,905	2,237,859,243	374,118,711,456
第28期	自 平成17年 5月11日 至 平成17年 6月10日	21,165,810,692	4,061,862,441	391,222,659,707
第29期	自 平成17年 6月11日 至 平成17年 7月11日	13,825,887,130	5,780,798,833	399,267,748,004
第30期	自 平成17年 7月12日 至 平成17年 8月10日	12,806,636,490	8,967,508,533	403,106,875,961
第31期	自 平成17年 8月11日 至 平成17年 9月12日	13,082,922,972	4,666,672,407	411,523,126,526
第32期	自 平成17年 9月13日 至 平成17年10月11日	10,057,133,454	4,995,312,546	416,584,947,434
第33期	自 平成17年10月12日 至 平成17年11月10日	10,623,216,996	10,201,771,100	417,006,393,330
第34期	自 平成17年11月11日 至 平成17年12月12日	6,811,609,452	21,828,956,505	401,989,046,277
第35期	自 平成17年12月13日 至 平成18年 1月10日	3,541,881,766	13,903,236,615	391,627,691,428
第36期	自 平成18年 1月11日 至 平成18年 2月10日	4,614,248,464	16,260,256,522	379,981,683,370
第37期	自 平成18年 2月11日 至 平成18年 3月10日	8,525,710,840	13,364,251,781	375,143,142,429
第38期	自 平成18年 3月11日 至 平成18年 4月10日	7,442,698,805	10,789,336,136	371,796,505,098
第39期	自 平成18年 4月11日 至 平成18年 5月10日	6,674,797,232	9,969,086,110	368,502,216,220
第40期	自 平成18年 5月11日 至 平成18年 6月12日	12,906,267,216	8,801,912,906	372,606,570,530
第41期	自 平成18年 6月13日 至 平成18年 7月10日	8,179,708,963	9,306,096,918	371,480,182,575
第42期	自 平成18年 7月11日 至 平成18年 8月10日	10,057,789,525	9,766,428,014	371,771,544,086
第43期	自 平成18年 8月11日 至 平成18年 9月11日	8,551,784,427	9,077,105,233	371,246,223,280
第44期	自 平成18年 9月12日 至 平成18年10月10日	7,783,549,888	10,837,695,622	368,192,077,546
第45期	自 平成18年10月11日 至 平成18年11月10日	8,895,658,128	12,124,170,120	364,963,565,554
第46期	自 平成18年11月11日 至 平成18年12月11日	14,038,643,499	8,082,438,418	370,919,770,635
第47期	自 平成18年12月12日 至 平成19年 1月10日	9,426,799,434	6,157,642,003	374,188,928,066
第48期	自 平成19年 1月11日 至 平成19年 2月13日	7,714,960,246	13,811,658,788	368,092,229,524
第49期	自 平成19年 2月14日 至 平成19年 3月12日	6,518,116,675	8,682,628,044	365,927,718,155
第50期	自 平成19年 3月13日 至 平成19年 4月10日	8,160,025,538	7,264,440,109	366,823,303,584
第51期	自 平成19年 4月11日 至 平成19年 5月10日	7,474,376,030	8,391,043,746	365,906,635,868
第52期	自 平成19年 5月11日 至 平成19年 6月11日	6,300,662,803	11,316,068,225	360,891,230,446

第53期	自 平成19年 6月12日 至 平成19年 7月10日	5,437,226,036	11,589,771,368	354,738,685,114
第54期	自 平成19年 7月11日 至 平成19年 8月10日	9,279,662,868	7,699,313,126	356,319,034,856
第55期	自 平成19年 8月11日 至 平成19年 9月10日	10,640,382,624	3,773,173,390	363,186,244,090
第56期	自 平成19年 9月11日 至 平成19年10月10日	7,651,387,608	4,452,327,592	366,385,304,106
第57期	自 平成19年10月11日 至 平成19年11月12日	6,109,737,555	5,903,307,697	366,591,733,964
第58期	自 平成19年11月13日 至 平成19年12月10日	5,264,695,359	5,702,963,579	366,153,465,744
第59期	自 平成19年12月11日 至 平成20年 1月10日	4,162,797,069	5,202,424,024	365,113,838,789
第60期	自 平成20年 1月11日 至 平成20年 2月12日	4,160,650,025	6,192,706,828	363,081,781,986
第61期	自 平成20年 2月13日 至 平成20年 3月10日	3,791,720,094	3,634,500,059	363,239,002,021
第62期	自 平成20年 3月11日 至 平成20年 4月10日	7,446,669,635	4,716,095,578	365,969,576,078
第63期	自 平成20年 4月11日 至 平成20年 5月12日	6,659,141,620	4,183,828,538	368,444,889,160
第64期	自 平成20年 5月13日 至 平成20年 6月10日	7,539,839,962	3,853,068,752	372,131,660,370
第65期	自 平成20年 6月11日 至 平成20年 7月10日	8,710,628,410	4,799,075,804	376,043,212,976
第66期	自 平成20年 7月11日 至 平成20年 8月11日	10,128,956,640	5,126,648,016	381,045,521,600
第67期	自 平成20年 8月12日 至 平成20年 9月10日	11,852,586,135	6,375,921,792	386,522,185,943
第68期	自 平成20年 9月11日 至 平成20年10月10日	6,932,013,671	9,518,758,329	383,935,441,285
第69期	自 平成20年10月11日 至 平成20年11月10日	2,484,921,445	7,778,149,096	378,642,213,634
第70期	自 平成20年11月11日 至 平成20年12月10日	3,462,038,022	9,234,504,039	372,869,747,617
第71期	自 平成20年12月11日 至 平成21年 1月13日	5,071,093,500	8,600,798,740	369,340,042,377

（注）第1期の設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

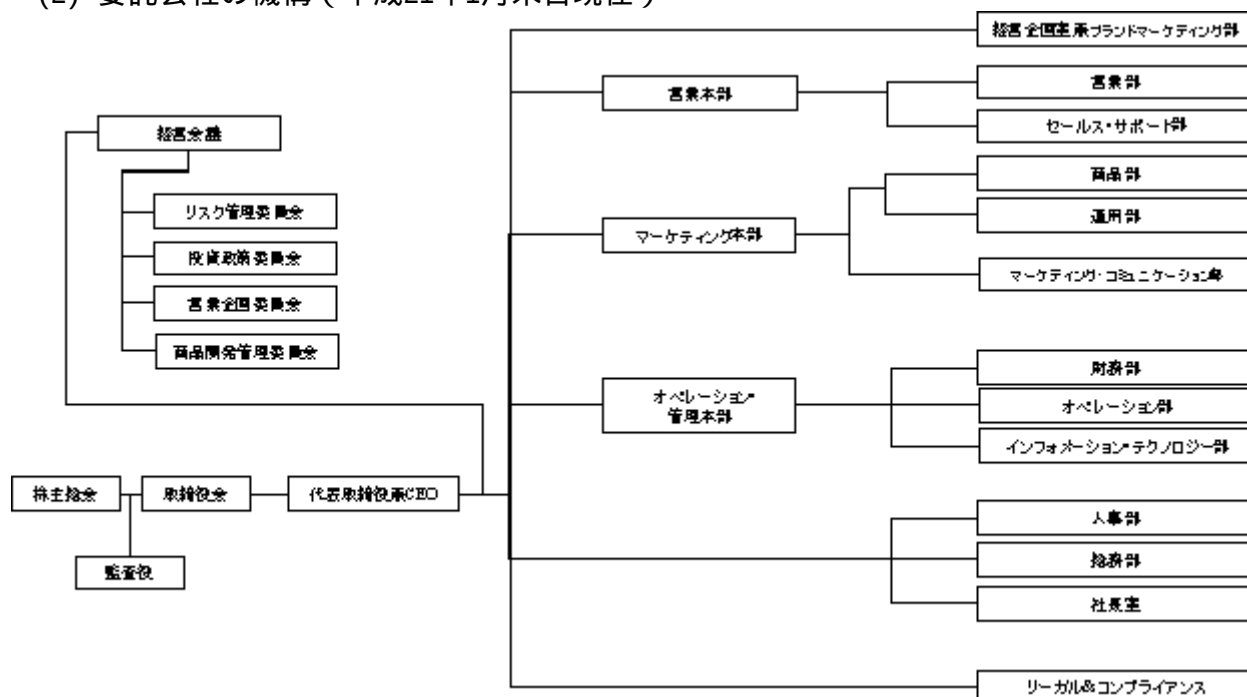
(1) 資本の額等（平成21年1月末日現在）

資本金の額	649.5百万円
発行する株式の総数	30,000株
発行済株式総数	23,060株

過去5年間における主な資本金の額の増減：

平成14年 3月15日	100百万円	増加
平成14年 9月25日	100百万円	増加
平成15年 3月11日	150百万円	増加
平成15年 3月28日	503百万円	減少
平成15年 5月30日	150百万円	増加
平成15年 9月26日	150百万円	増加
平成16年 2月17日	99.5百万円	増加
平成16年 7月 3日	150百万円	増加

(2) 委託会社の機構（平成21年1月末日現在）



・会社の意思決定機構

取締役会は、当社の業務方針その他重要な事項を決し、取締役の職務の執行を監督する機関で、3名以上の取締役全員をもって構成します。取締役は株主総会において選任されます。ただし、この選任については累積投票によらないものとします。取締役の任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終了のときまでとし、補欠または増員により選任された取締役の任期は、前任者の残任期間とします。

取締役会は、取締役中より代表取締役1名以上、また、副社長、専務取締役および常務取締役各1名以上を選任することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、議長は、取締役会毎に出席取締役の中から選任します。取締役会の招集通知は少なくとも7日前までにこれを発します。ただし、緊急の必要があるときは、取締役および監査役の全員の同意をもって、期間を短縮、または省略することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、経営会議の上申する業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役会の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行います。

・運用体制

委託会社では、株式・債券などの有価証券に投資する以上、その証券が持つ本源的価値以上の価格で取引されている有価証券に投資するべきでないとの運用哲学のもと、徹底した企業調査による銘柄の分析を行い、その結果を参考に運用を行っております。

委託会社における意思決定プロセスは、まず投資政策委員会において投資方針の決定を行います。運用部は投資環境の調査・分析を行います。これらの調査・分析結果を踏まえ、投資政策委員会により決定された投資方針に基づいて、運用部が投資判断を行います。投資判断を行うにあたっては、ガイドラインに抵触しないことの確認が求められます。また、投資リスクのモニタリング等も行います。

運用部から独立したリーガル＆コンプライアンスは、法令遵守・ガイドライン遵守等のチェックを行います。オペレーション部は、運用状況の管理および投資リスクのモニタリングのサポートを行い、必要なデータ等を提供します。これらの結果を運用部にフィードバックすることにより、精度の高い運用体制を維持できるように努めております。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は、平成21年1月末日現在、以下の通りです（親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額
公募投資信託（追加型株式投資信託）	15	361,735 百万円
私募投資信託	8	79,580 百万円
合計	23	441,315 百万円

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社の財務諸表は、第8期事業年度（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）の財務諸表については「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）第2条に基づき、同規則及び改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」（平成12年総理府令第129号）により作成しており、第9期事業年度（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）の財務諸表については、「財務諸表等規則」第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
また、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 委託会社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
また、中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社は、第8期事業年度（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）は証券取引法第193条の2の規定に基づき、第9期事業年度（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）及び第10期事業年度中間会計期間（自平成20年4月1日至平成20年9月30日）については金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、それぞれ財務諸表及び中間財務諸表について、あずさ監査法人の監査および中間監査を受けております。

1. 財務諸表

(1)【貸借対照表】

科 目	期 別		第8期		第9期	
			(平成19年3月31日現在)		(平成20年3月31日現在)	
			金 額 (千円)	構成比(%)	金 額 (千円)	構成比(%)
(資産の部)						
流動資産						
1 現金及び預金			2,553,237		2,038,829	
2 前払費用			12,053		8,100	
3 未収委託者報酬			1,407,584		2,310,441	
4 未収投資顧問料			21,398		-	
5 未収入金			4,711		9,626	
6 関係会社未収入金			450		450	
7 繰延税金資産			93,328		97,132	
8 その他			295		4,220	
流動資産合計			4,093,057	93.9	4,468,801	94.3
固定資産						
1 有形固定資産 1			90,370	2.1	84,903	1.8
(1) 建物		47,512			44,257	
(2) 器具備品		42,857			40,646	
2 無形固定資産 2			8,113	0.2	4,815	0.1
(1) ソフトウェア		7,825			4,527	
(2) 電話加入権		288			288	
3 投資その他の資産			167,134	3.8	182,367	3.8
(1) 投資有価証券 3		24,986			25,824	
(2) 長期差入保証金		100,287			100,829	
(3) 繰延税金資産		29,560			37,913	
(4) その他		12,300			17,800	
固定資産合計			265,617	6.1	272,086	5.7
資産合計			4,358,675	100.0	4,740,887	100.0
(負債の部)						
流動負債						
1 未払金			1,261,253		1,716,970	

(1) 未払手数料	1,146,571			1,610,997		
(2) 関係会社未払金	11,532			15,589		
(3) その他未払金	103,148			90,384		
2 未払費用		10,987			12,474	
3 未払法人税等		552,544			588,464	
4 預り金		52,182			91,095	
5 賞与引当金		106,634			117,131	
6 未払消費税等		47,343			79,299	
流動負債合計		2,030,944	46.6		2,605,435	55.0
固定負債						
1 退職給付引当金		79,645			103,386	
固定負債合計		79,645	1.8		103,386	2.2
負債合計		2,110,589	48.4		2,708,821	57.1
(純資産の部)						
株主資本						
1 資本金		649,500	14.9		649,500	13.7
2 資本剰余金						
(1) 資本準備金		616,875	14.2		616,875	13.0
3 利益剰余金						
(1) その他利益剰余金						
繰越利益剰余金		981,710	22.5		765,789	16.2
株主資本合計		2,248,085	51.6		2,032,164	42.9
評価・換算差額等						
1 その他有価証券評価差額金		-			98	0.0
評価・換算差額等合計		-			98	0.0
純資産合計		2,248,085	51.6		2,032,065	42.9
負債・純資産合計		4,358,675	100.0		4,740,887	100.0

(2)【損益計算書】

期 別 科 目	第8期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日			第9期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日		
	金 額 (千円)		百分比 (%)	金 額 (千円)		百分比 (%)
営業収益						
1 委託者報酬	8,035,863			10,664,124		
2 投資顧問料	281,884			-		
3 運用受託報酬	-	8,317,747	100.0	61,221	10,725,345	100.0
営業費用						
1 支払手数料	3,673,235			5,111,300		
2 広告宣伝費	201,009			308,957		
3 受益証券発行費	83,684			70,805		
4 調査費						
調査費	155,309			214,414		
委託調査費	1,436,679			1,487,696		
5 委託計算費	49,917			49,627		
6 営業雑経費						
通信費	9,529			13,348		
印刷費	64,536			91,440		
諸会費	8,618	5,682,519	68.3	3,206	7,350,797	68.5
一般管理費						
1 給料						
役員報酬	172,817			178,292		
給料・手当	471,869			482,908		
賞与	43,108			202,005		
2 交際費	18,739			24,623		
3 旅費交通費	43,888			71,413		
4 租税公課	26,139			20,969		
5 不動産賃借料	127,973			125,365		
6 退職給付費用	81,767			42,898		
7 固定資産減価償却費	17,458			15,399		

8 業務委託費	80,718			93,530		
9 諸経費	92,079	1,176,559	14.1	135,717	1,393,125	13.0
営業利益		1,458,668	17.5		1,981,422	18.5
営業外収益						
1 受取利息	404			1,693		
2 受取配当金	434			433		
3 為替差益	-			68,992		
4 雑収入	2,467	3,306	0.0	6,723	77,843	0.7
営業外費用						
1 為替差損	30,623			-		
2 雑損失	-	30,623	0.4	6,444	6,444	0.1
経常利益		1,431,351	17.2		2,052,821	19.1
特別損失						
1 固定資産除却損		4,773	0.1		82	0.0
税引前当期純利益		1,426,577	17.2		2,052,738	19.1
法人税 住民税及び事業税	576,990			980,749		
法人税等調整額	122,888	454,101	5.5	12,089	968,659	9.0
当期純利益		972,476	11.7		1,084,079	10.1

(3)【株主資本等変動計算書】

第8期（自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日）

項 目	株主資本				純資産 合 計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主 資本合計	
		資 本 準 備 金	その他利益 剰余金		
			繰越利益 剰余金		
平成18年3月31日残高(千円)	649,500	616,875	509,234	1,775,609	1,775,609
事業年度中の変動額					
剰余金の配当	-	-	500,000	500,000	500,000
当期純利益	-	-	972,476	972,476	972,476
事業年度中の変動額合計(千円)	-	-	472,476	472,476	472,476
平成19年3月31日残高(千円)	649,500	616,875	981,710	2,248,085	2,248,085

第9期（自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日）

項 目	株主資本				評価・換算 差額等	純資産 合 計	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主 資本合計	その他有価 証券評価差 額金	評価・ 換算 差額等 合計	
		資 本 準 備 金	その他利益 剰余金				
			繰越利益 剰余金				
平成19年3月31日残高(千円)	649,500	616,875	981,710	2,248,085	-	-	2,248,085
事業年度中の変動額							
剰余金の配当	-	-	1,300,000	1,300,000	-	-	1,300,000
当期純利益	-	-	1,084,079	1,084,079	-	-	1,084,079
株主資本以外の項目の事業年 度中の変動額(純額)	-	-	-	-	98	98	98
事業年度中の変動額合計(千円)	-	-	215,920	215,920	98	98	216,019
平成20年3月31日残高(千円)	649,500	616,875	765,789	2,032,164	98	98	2,032,065

重要な会計方針

期 別 項 目	第8期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	第9期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 満期保有目的債券 償却原価法(定額法)を採用しております。	(1) 満期保有目的債券 同左 (2) その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）を採用しております。なお、評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りです。 建物 10年～18年 器具備品 3年～8年	(1) 有形固定資産 平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定額法によっております。 平成19年4月1日以降に取得したもの 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下の通りです。 建物 10年～18年 器具備品 3年～8年

		（会計方針の変更） 法人税法の改正（「所得税法等の一部を改正する法律」平成19年3月30日法律第6号および「法人税法施行令の一部を改正する政令」平成19年3月30日政令第83号）に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産の減価償却の方法は、改正後の同法に定める「定額法」によっております。これによる財務諸表に与える影響は軽微であります。なお、当該処理の変更が下期に行われたため、中間・年度の首尾一貫性が保持されていません。これはシステム対応作業が当下期に完了したことによるものです。従って、当中間会計期間は従来の方法により減価償却費を計上しておりますが、当中間会計期間において当事業年度と同一の方法で処理した場合の中間財務諸表における影響は軽微であります。
		（追加情報） 平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、従来の償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。これによる財務諸表に与える影響は軽微であります。
(2)無形固定資産		(2)無形固定資産

	定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。	同左
3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。但し、当期の計上額はありません。 (2) 賞与引当金 従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職金の支払に備えて、当社退職金規程及び特別退職慰労引当金規程に基づく当期末自己都合退職金要支給額を計上しております。また、内規に基づく役員退職慰労引当金を退職給付引当金に含めて計上しております。	(1) 貸倒引当金 同左 (2) 賞与引当金 同左 (3) 退職給付引当金 同左

4. リ - ス取引の処理方法	リ - ス物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リ - ス取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。	(1) 消費税等の会計処理 同左

会計方針の変更

第8期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	第9期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日
(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等) 当事業年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。従来の「資本の部」の合計に相当する金額は2,248,085千円であります。 なお、財務諸表等規則の改正により、当事業年度における財務諸表は、改正後の財務諸表等規則により作成しております。	

表示方法の変更

第8期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	第9期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日

	金融商品取引法の施行（平成19年9月30日）及び投資運用業等統一経理基準（旧 投資顧問業統一経理基準の制定について）の改正（平成19年12月19日）に伴い、以下の表示方法の変更を行っております。 （損益計算書） 前事業年度において「投資顧問料」として表示しておりました投資一任契約の運用受託報酬は、当事業年度においては「運用受託報酬」として表示しております。なお、前事業年度における「運用受託報酬」は、281,884千円であります。 なお、当該変更は、当該改正が当下半期に行われたため、当下半期に行っており、当中間会計期間は従来の方法によっております。
--	--

[次へ](#)

注記事項

(貸借対照表関係)

第8期 (平成19年3月31日現在)	第9期 (平成20年3月31日現在)								
1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 <table> <tr> <td>建 物</td><td>7,990 千円</td></tr> <tr> <td>器 具 備 品</td><td>42,644 千円</td></tr> </table>	建 物	7,990 千円	器 具 備 品	42,644 千円	1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 <table> <tr> <td>建 物</td><td>11,246 千円</td></tr> <tr> <td>器 具 備 品</td><td>48,112 千円</td></tr> </table>	建 物	11,246 千円	器 具 備 品	48,112 千円
建 物	7,990 千円								
器 具 備 品	42,644 千円								
建 物	11,246 千円								
器 具 備 品	48,112 千円								
2 無形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 <table> <tr> <td>ソ フ ト ウ ェ ア</td><td>54,309 千円</td></tr> </table>	ソ フ ト ウ ェ ア	54,309 千円	2 無形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 <table> <tr> <td>ソ フ ト ウ ェ ア</td><td>57,607 千円</td></tr> </table>	ソ フ ト ウ ェ ア	57,607 千円				
ソ フ ト ウ ェ ア	54,309 千円								
ソ フ ト ウ ェ ア	57,607 千円								
3 投資有価証券は全て営業保証金として関東財務局へ差し入れているものであります。	3 投資有価証券のうち24,991千円を、営業保証金として関東財務局へ差し入れております。								

--	--

(損益計算書関係)

第8期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	第9期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日
1 役員報酬の限度額は次の通りであります。	1 役員報酬の限度額は次の通りであります。
取 締 役 年額 200,000 千円以内 監 査 役 年額 15,000 千円以内	取 締 役 年額 400,000 千円以内 監 査 役 年額 15,000 千円以内

(株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	23,060	-	-	23,060

2. 配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり配当 額 （円）	基準日	効力発生日
平成19年12月13日 臨時株主総会	普通株式	1,300	56,375	平成19年9月30日	平成19年12月14日

（リース取引関係）

第8期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	第9期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日																																
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 （1）リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 <table><tr><td></td><td>取得価額 相当額 （千円）</td><td>減価償却 累計額相当額 （千円）</td><td>期末残高 相当額 （千円）</td></tr><tr><td>車両</td><td>12,098</td><td>4,355</td><td>7,742</td></tr><tr><td>器具備品</td><td>13,141</td><td>7,631</td><td>5,510</td></tr><tr><td>合計</td><td>25,240</td><td>11,987</td><td>13,253</td></tr></table> （注）取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。 （2）未経過リース料期末残高相当額 未経過リース料期末残高相当額 1年内 5,558千円		取得価額 相当額 （千円）	減価償却 累計額相当額 （千円）	期末残高 相当額 （千円）	車両	12,098	4,355	7,742	器具備品	13,141	7,631	5,510	合計	25,240	11,987	13,253	1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 （1）リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 <table><tr><td></td><td>取得価額 相当額 （千円）</td><td>減価償却 累計額相当額 （千円）</td><td>期末残高 相当額 （千円）</td></tr><tr><td>車両</td><td>8,446</td><td>3,519</td><td>4,927</td></tr><tr><td>器具備品</td><td>19,007</td><td>4,740</td><td>14,266</td></tr><tr><td>合計</td><td>27,454</td><td>8,260</td><td>19,193</td></tr></table> （注）取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。 （2）未経過リース料期末残高相当額 未経過リース料期末残高相当額 1年内 6,199千円		取得価額 相当額 （千円）	減価償却 累計額相当額 （千円）	期末残高 相当額 （千円）	車両	8,446	3,519	4,927	器具備品	19,007	4,740	14,266	合計	27,454	8,260	19,193
	取得価額 相当額 （千円）	減価償却 累計額相当額 （千円）	期末残高 相当額 （千円）																														
車両	12,098	4,355	7,742																														
器具備品	13,141	7,631	5,510																														
合計	25,240	11,987	13,253																														
	取得価額 相当額 （千円）	減価償却 累計額相当額 （千円）	期末残高 相当額 （千円）																														
車両	8,446	3,519	4,927																														
器具備品	19,007	4,740	14,266																														
合計	27,454	8,260	19,193																														

<u>1年超 7,694千円</u> 合計 13,253千円 (注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。 (3) 支払リース料及び減価償却費相当額 <table> <tr> <td>支払リース料</td><td>4,946千円</td></tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td><td>4,946千円</td></tr> </table> (4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 2. オペレーティング・リース取引 該当事項はありません。	支払リース料	4,946千円	減価償却費相当額	4,946千円	<u>1年超 12,994千円</u> 合計 19,193千円 (注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。 (3) 支払リース料及び減価償却費相当額 <table> <tr> <td>支払リース料</td><td>6,333千円</td></tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td><td>6,333千円</td></tr> </table> (4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 2. オペレーティング・リース取引 該当事項はありません。	支払リース料	6,333千円	減価償却費相当額	6,333千円
支払リース料	4,946千円								
減価償却費相当額	4,946千円								
支払リース料	6,333千円								
減価償却費相当額	6,333千円								

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：千円)

	種類	第8期（平成19年3月31日現在）			第9期（平成20年3月31日現在）		
		貸借対照表 計上額	時価	差額	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	24,986	25,076	90	24,991	25,457	465
合 計		24,986	25,076	90	24,991	25,457	465

2. 満期保有目的の債券の今後の償還予定額

(単位：千円)

種 類	第8期（平成19年3月31日現在）				第9期（平成20年3月31日現在）			
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
国 債	-	24,986	-	-	-	24,991	-	-
合 計	-	24,986	-	-	-	24,991	-	-

3. その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千
円)

	種類	第8期（平成19年3月31日 現在）			第9期（平成20年3月31日現 在）		
		取得原 価	貸借対照表 計上額	差額	取得原 価	貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信 託 受益証 券	-	-	-	1,000	833	166
合 計		-	-	-	1,000	833	166

(デリバティブ取引関係)
該当事項はありません。

(退職給付関係)

第8期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	第9期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日
1. 採用している退職金制度の概要 退職一時金制度を採用しております。退職給付会計に関する実務指針(平成11年9月14日 日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第13号)に定める簡便法(期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、当期末において発生していると認められる額を計上しております。また、一部の従業員を対象とした特別退職慰労金規程に基づく当期末所要額及び内規に基づく役員退職慰労金の当期末所要額も退職給付引当金に含めて計上しております。 2. 退職給付債務に関する事項(平成19年3月31日現在) 退職給付債務及び退職給付引当金 79,645千円 3. 退職給付費用に関する事項 (自平成18年4月1日至平成19年3月31日) 退職給付費用 81,767千円	1. 採用している退職金制度の概要 退職一時金制度を採用しております。退職給付会計に関する実務指針(平成11年9月14日 日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第13号)に定める簡便法(期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、当期末において発生していると認められる額を計上しております。また、一部の従業員を対象とした特別退職慰労金規程に基づく当期末所要額及び内規に基づく役員退職慰労金の当期末所要額も退職給付引当金に含めて計上しております。 2. 退職給付債務に関する事項(平成20年3月31日現在) 退職給付債務及び退職給付引当金 103,386千円 3. 退職給付費用に関する事項 (自平成19年4月1日至平成20年3月31日) 退職給付費用 42,898千円

--	--	--

[次へ](#)

（税効果会計関係）

（単位：千円）

第8期 (平成19年3月31日)	第9期 (平成20年3月31日)
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
(繰延税金資産)	(繰延税金資産)
賞与引当金損金算入限度超過額 43,400	賞与引当金損金算入限度超過額 47,672
退職給付引当金損金算入限度超過額 29,440	退職給付引当金損金算入限度超過額 37,655
未払費用否認額 8,663	未払費用否認額 4,978
未払事業税 41,089	未払事業税 44,432
その他 294	その他有価証券評価差額金 67
繰延税金資産合計 122,888	その他 239
	繰延税金資産合計 135,046
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
法定実効税率 40.69%	法定実効税率 40.69%

(調整)		(調整)	
評価性引当額	12.28%	住民税均等割	0.09%
住民税均等割	0.07%	交際費等永久差異	6.01%
交際費等永久差異	2.77%	その他	0.40%
その他	0.59%	税効果会計適用後の法人税の負担率	47.19%
税効果会計適用後の法人税の負担率	31.83%		
	-		-

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引)

第8期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

属 性	会社等の名称	住 所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	ピーピーエムアメリカ	米国イリノイ州	1千米ドル	投資顧問業	なし	なし	再委託投資顧問契約の締結	再委託投資顧問料の支払 (注2)	1,073,257	未払手数料	269,704
親会社の子会社	M&Gインベストメント・マネージメント・リミテッド	英国ロンドン市	27.2百万英ポンド	投資顧問業	なし	なし	投資顧問契約の締結	投資顧問料の受領 (注1)	72,892	-	-
							再委託投資顧問契約の締結	再委託投資顧問料の支払 (注2)	19,799	未払手数料	17,850
親会社の子会社	ブルーデンシャル・アシュアランス・カンパニーリミテッド	英国ロンドン市	3,131千英ポンド	投資顧問業	なし	なし	投資顧問契約の締結	投資顧問料の受領 (注1)	641,983	-	-
親会社の子会社	ピーシーエー生命保険株式会社	東京都港区	385億円	生命保険業	なし	なし	投資顧問契約の締結	投資顧問料の受領 (注1)	52,010	未収投資顧問料	21,398

親会社 の 子会社	ブルーデンシャル・ アセット・マネ ジメント (シンガポ ール) リミテッド	シンガ ポール	1百万 シンガ ポール ドル	投資顧問 業	なし	なし	投資顧問 契約の締 結	投資顧問 料の受領 (注1)	34,029	-	-
							再委託投資 顧問契約 の締結	再委託投資 顧問料 の支払 (注2)	142,124	未払手 数料	43,655
親会社 の 子会社	ブルーデンシャル・ファンド・ マネジメント・ サービス・プ ライベートリミ テッド	シンガ ポール	10百万 シンガ ポール ドル	その他 サービス 業	なし	なし	システム 情報関係 契約	情報関連 費の支払	79,274	関係会 社未払 金	11,532
親会社 の 子会社	ブルーデンシャル・ アセット・マネ ジメント(ホン コン) リミテッド	香港	5百万 香港ドル	投資顧問 業	なし	なし	再委託投資 顧問契約 の締結	再委託投資 顧問料 の支払 (注2)	334,066	未払手 数料	56,941

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 当該会社との投資顧問契約に基づき、あらかじめ定められた料率を用いています。

(注2) 当該会社との再委託投資顧問契約に基づき、あらかじめ定められた料率を用いています。

第9期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

属 性	会社等の名称	住 所	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上の 関係				

親会社 の子会社	ピーピーエム アメリカ	米国 イリノイ 州	1千 米ドル	投資運用 業(注1)	なし	なし	調査業務 の委託 (注1)	委託調査 費の支払 (注1,2)	1,015,566	未払手 数料	221,287
親会社 の子会社	M&Gインベスト メント・マ ネジメント ・リミテッド	英国 ロンドン 市	26.2百万 英ポンド	投資運用 業(注1)	なし	なし	調査業務 の委託 (注1)	委託調査 費の支払 (注1,2)	20,839	未払手 数料	3,201
親会社 の子会社	ピーシーエー 生命 保険株式会社	東京都 港区	410 億円	生命保険 業	なし	なし	投資運用 契約(注 1)	運用受託 報酬の受 領(注1,2)	61,221	-	-
親会社 の子会社	ブルーデンシャ ル・アセット・マ ネジメント (シンガポール) リミテッド	シンガ ポール	1百万 シンガ ポールド ル	投資運用 業(注1)	なし	なし	調査業務 の委託 (注1)	委託調査 費の支払 (注1,2)	184,546	未払手 数料	92,847
親会社 の子会社	ブルーデンシャ ル・ファンド・ マネジメント・ サービス・プ ライベート・リミ テッド	シンガ ポール	10百万 シンガ ポールド ル	その他 サービス 業	なし	なし	システム 情報関係 契約	情報関連 費の支払	60,794	関係会 社未払 金	15,589
親会社 の子会社	ブルーデンシャ ル・アセット・マ ネジメント(ホン コン) リミテッド	香港	5百万 香港ド ル	投資運用 業(注1)	なし	なし	調査業務 の委託 (注1)	委託調査 費の支払 (注1,2)	262,059	未払手 数料	6,565

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 金融商品取引法の施行に伴い表示を変更しております。

(注2) 運用受託報酬、委託調査費は、第三者との取引と同様の契約に基づき決定されています。

(1株当たり情報)

第8期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日		第9期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日	
1株当たり純資産額	97,488円53銭	1株当たり純資産額	88,120円79銭
1株当たり当期純利益	42,171円56銭	1株当たり当期純利益	47,011円23銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりです。

	第8期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	第9期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日
当期純利益（千円）	972,476	1,084,079
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株主に係る当期純利益（千円）	972,476	1,084,079
普通株式の期中平均株式数（株）	23,060	23,060

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

[次へ](#)

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

		当中間会計期間末 (平成20年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		2,427,772
前払費用		27,313
未収委託者報酬		1,904,989
未収入金		5,369
繰延税金資産		124,724
その他		849
流動資産計		4,491,018
固定資産		
有形固定資産		
建物		42,633
器具備品		36,908
無形固定資産		
ソフトウェア		4,095
電話加入権		288
投資その他の資産		
投資有価証券		25,778
長期差入保証金		115,939
繰延税金資産		33,979
その他		17,800
固定資産計		277,423
資産合計		4,768,441
負債の部		
流動負債		
未払金		
未払手数料		1,308,119
関係会社未払金		10,180
その他未払金		7,137
未払費用		58,583
未払法人税等		453,477
預り金		14,090
賞与引当金		216,656
未払消費税等		29,425
流動負債計		2,097,670
固定負債		
退職給付引当金		93,692
固定負債計		93,692
負債合計		2,191,363
純資産の部		
株主資本		
資本金		649,500
資本剰余金		
資本準備金		616,875
資本剰余金計		616,875
利益剰余金		
その他利益剰余金		

繰越利益剰余金	1,310,831
利益剰余金計	1,310,831
株主資本計	2,577,206
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	127
評価・換算差額等合計	127
純資産合計	2,577,078
負債・純資産合計	4,768,441

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間 (自 平成20年 4 月 1日 至 平成20年 9 月30日)	
営業収益	
委託者報酬	4,972,093
営業収益計	4,972,093
営業費用	3,415,594
一般管理費	577,761
営業利益	978,737
営業外収益	
受取利息	984
受取配当金	825
雑収入	561
営業外収益計	2,371
営業外費用	
為替差損	14,825
雑損失	11
営業外費用計	14,837
経常利益	966,271
特別損失	
固定資産除却損	233
特別損失計	233
税引前中間純利益	966,038
法人税、住民税及び事業税	444,634
法人税等調整額	23,637
法人税等合計	420,996
中間純利益	545,041

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

		当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)
株主資本		
資本金		
	前期末残高	649,500
	当中間期末残高	649,500
資本剰余金		
資本準備金		
	前期末残高	616,875
	当中間期末残高	616,875
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
	前期末残高	765,789
	当中間期変動額	
	中間純利益	545,041
	当中間期変動額合計	545,041
	当中間期末残高	1,310,831
株主資本合計		
	前期末残高	2,032,164
	当中間期変動額	
	中間純利益	545,041
	当中間期変動額合計	545,041
	当中間期末残高	2,577,206
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
	前期末残高	98
	当中間期変動額	
	株主資本以外の項目の期中の変動額（純額）	28
	当中間期変動額合計	28
	当中間期末残高	127
純資産合計		
	前期末残高	2,032,065
	当中間期変動額	
	中間純利益	545,041
	株主資本以外の項目の期中の変動額（純額）	28
	当中間期変動額合計	545,012
	当中間期末残高	2,577,078

[次へ](#)

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

期 別 項 目	第10期中間会計期間 自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月30日
1.有価証券の評価基準 及び評価方法	(1) 満期保有目的債券 償却原価法（定額法）を採用しております。 (2) その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）を採用しております。なお、評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
2.固定資産の減価償却 の方法	(1)有形固定資産 平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定額法によっております。 平成19年4月1日以降に取得したもの 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下の通りです。 建物 10年～18年 器具備品 3年～ 8年 法人税法の改正（「所得税法等の一部を改正する法律」平成19年3月30日法律第6号および「法人税法施行令の一部を改正する政令」平成19年3月30日政令第83号）に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産の減価償却の方法は、改正後の同法に定める「定額法」によっておりますが、システム対応作業が前下期に完了したことにより、当該処理の変更は前下期に行われております。 なお、前中間期における減価償却費が当中間期と同じ改正後の同法に定める「定額法」によって計算された場合の前中間財務諸表への影響は軽微であります。 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
3.引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金

	一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。但し、当中間期の計上額はありません。 (2) 賞与引当金 従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間期負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職金の支払に備えて、当社退職金規程に基づく当中間期末自己都合退職金要支給額を計上しております。また、内規に基づく役員退職慰労引当金を退職給付引当金に含めて計上しております。
4. リース取引の処理方法	(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日より前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 （会計方針の変更） 「リース取引に関する会計基準」の適用 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月31日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））が平成20年4月1日以後開始する会計年度から適用されることになったことに伴い、リース取引開始日が当会計年度に属する取引からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。これらの会計基準等の適用による中間財務諸表に与える影響はありません。
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第10期中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)	
1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。	
建 物	12,870千円
器具備品	49,909千円
2 無形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。	
ソフトウェア	59,019千円
3 消費税等の取り扱い	
仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「未払消費税等」として表示しております。	

(中間損益計算書関係)

第10期中間会計期間 自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月30日	
1 減価償却実施額	
有形固定資産	5,128千円
無形固定資産	1,411千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
-------	--------	----	----	----------

普通株式（株）	23,060	-	-	23,060
---------	--------	---	---	--------

（リース取引関係）

第10期中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

１．ファイナンス・リース取引

（1）所有権移転外ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

（2）通常の賃貸借契約に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、及び期末残高相当額

	取得価額 相当額 (千円)	減価償却累計額 相当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)
車両	8,446	4,927	3,519
器具備品	10,518	1,648	8,869
合計	18,964	6,575	12,389

（注） 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低い~~ため~~、支払利子込み法により算定しております。

未経過リース料期末残高相当額等

未経過リース料期末残高相当額等

1年内 4,919 千円

1年超 7,470 千円

合計 12,389 千円

（注） 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低い~~ため~~、支払利子込み法により算定しております。

支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	2,564 千円
減価償却費相当額	2,564 千円

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

２．オペレーティング・リース取引

該当事項はありません。

(有価証券関係)

第10期中間会計期間末（平成20年9月30日現在）

1. 時価のある有価証券

(単位：千円)

区 分	中間貸借対照表 計 上 額	時 価	差 額
(1) 満期保有目的の債券 国債・地方債等	24,993	24,945	48
計	24,993	24,945	48
区 分	取得原価	中間貸借対照表 計 上 額	差 額
(2) その他有価証券 その他	1,000	784	215
計	1,000	784	215

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項 目	第10期中間会計期間 自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月30日
1株当たり純資産額	111,755円36銭
1株当たり中間純利益金額	23,635円82銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

第10期中間会計期間 自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月30日	
中間純利益	545,041千円
普通株主に帰属しない金額	- 千円
普通株式に係る中間純利益	545,041千円
期中平均株式数	23,060株

(重要な後発事象)
該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)および(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社および当ファンドに重要な影響を与えると予想される訴訟事件等は発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称 : みずほ信託銀行株式会社
資 本 金 の 額 : 247,231百万円（平成20年9月末日現在）
事 業 の 内 容 : 銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき監督官庁の認可を受けて信託業務を営んでいます。

再信託受託会社

名 称 : 資産管理サービス信託銀行株式会社
資 本 金 の 額 : 50,000百万円（平成20年9月末日現在）
事 業 の 内 容 : 銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき監督官庁の認可を受けて信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額 (平成20年9月末日現在)	事業の内容
S M B C フレンド証券株式会社	27,270百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
オリックス証券株式会社	3,000百万円	
コスモ証券株式会社	32,366百万円	
東海東京証券株式会社	36,000百万円	
かざか証券株式会社	15,446百万円	
水戸証券株式会社	12,272百万円	
株式会社 S B I 証券	47,937百万円	
日産センチュリー証券株式会社	1,500百万円	
静銀ティーエム証券株式会社	3,000百万円	
そしあす証券株式会社	4,727百万円	
播陽証券株式会社	112百万円	
日興コーディアル証券株式会社	100,000百万円	
楽天証券株式会社	7,445百万円	
ワイエム証券株式会社	1,270百万円	
浜銀 T T 証券株式会社	3,307百万円 ^{*1}	
野村證券株式会社	10,000百万円	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。
株式会社足利銀行	135,000百万円	
ソニー銀行株式会社	28,000百万円	
株式会社東京スター銀行	21,000百万円	
株式会社泉州銀行	44,575百万円	
ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレーション・リミテッド (香港上海銀行) 東京支店	22,493百万香港ドル ^{*2}	
イーバンク銀行株式会社	50,002百万円	銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
みずほ信託銀行株式会社	247,231百万円	

* 1 平成20年11月末日現在

* 2 平成20年 2月末日現在

(3) 投資顧問会社

名 称 : ピーピーエム アメリカ インク (PPM America, Inc.)
 資 本 金 の 額 : 1,000米国ドル (平成20年6月末日現在)
 事 業 の 内 容 : 米国において、内外の有価証券等にかかる投資顧問業務および
 その他付帯関連する一切の業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1)受託会社

当ファンドの受託者として信託財産の保管・管理等を行います。なお、信託事務の一部につき、再信託受託会社に委託することがあります。

(2)販売会社

当ファンドの受益権の募集の取扱いおよび販売、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資、一部解約代金・収益分配金および償還金の支払いに関する事務等を行います。

(3)投資顧問会社

委託会社よりマザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けて投資判断・発注等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(3) 投資顧問会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類のうち、当計算期間において提出したものは以下のとおりです。

平成20年 8月15日	臨時報告書
平成20年10月 9日	有価証券届出書の訂正届出書
平成20年10月 9日	有価証券報告書
平成20年10月31日	有価証券届出書の訂正届出書
平成20年11月14日	臨時報告書
平成20年11月14日	有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成20年9月10日

ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 英 公 一
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 亀 井 純 子
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているP C A米国高利回り社債オープンの平成20年1月11日から平成20年7月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、P C A米国高利回り社債オープンの平成20年7月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- () 2 . 前期の財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年3月10日

ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 英 公 一
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 雅人
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているPCA米国高利回り社債オープンの平成20年7月11日から平成21年1月13日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、PCA米国高利回り社債オープンの平成21年1月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- () 2 . 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成19年6月26日

ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 平 栗 郁 郎
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

会計方針の変更に記載のとおり、会社は、当事業年度より貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準を適用しているため、当該会計基準により財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月23日

ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員
公 認 会 計 士 平 栗 郁 郎
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月11日

ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 平 栗 郁 朗

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第10期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（ ） 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。